

厚木市都市農業振興計画 中間見直し(案)

持続可能な都市農業の振興に向けて



令和5年3月

厚 木 市

持続可能な都市農業の振興に向けて

作成中

目 次

はじめに	1
1 計画の目的と見直しの趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2
第1章 現状と課題	5
第1節 厚木市の概要	6
1 地勢	6
2 人口	6
第2節 厚木市農業の現状	7
1 農業従事者	7
2 農地	9
3 農業生産	10
4 その他	13
5 地区別の概要	14
第3節 農業者の意向	28
1 中間見直しに関する農業者アンケート	28
2 意見交換会（ヒアリング）	31
第4節 持続可能な開発目標（SDGs）	32
第5節 都市農業振興の課題	33
1 農業就業者数や認定農業者の減少	33
2 農業所得の向上	33
3 農地の集積や基盤整備	33
4 都市的土地利用の増加による農地の減少	33
5 燃油や飼料等、生産資材の価格高騰	33
6 異常気象等による生産基盤への影響	34
7 都市的環境への対応など	34
第2章 基本方針及び施策の体系	35
第3章 施策内容	39
第1節 生産 ～魅力あふれる厚木の農業～	40
1 中核的経営体への支援	40
2 環境負荷軽減の推進	40
3 農業所得の向上対策	40
4 農業経営の安定対策	40
5 農地の保全	40

6	厚木ブランドの推進	41
7	畜産経営の安定対策	41
8	6次産業化の推進	41
9	鳥獣被害及び病虫害雑草防除対策の推進	41
第2節	継承 ～厚木の未来につなげる農業～	43
1	後継者の育成・支援	43
2	新規就農者への支援	43
3	女性農業者への支援	43
4	農業技術等の向上対策	43
5	農福連携の推進	43
6	都市農業への理解の醸成	44
7	I C Tを活用したスマート農業の推進	44
8	多面的機能の維持・発揮	44
第3節	共存 ～豊かな厚木をつくる農業～	46
1	地産地消の推進	46
2	食農教育の推進	46
3	カーボンニュートラルの推進	46
4	農業を体験する機会の提供と体験型農園の推進	46
5	観光との連携や観光農園の推進	46
6	多様な取組による農畜産物の提供	46
7	防災機能の発揮	46
第4章	計画の推進	49
第1節	計画推進体制の確立	50
第2節	計画の進行管理	50
資料編		51
1	策定経過	52
2	厚木市都市農業振興計画中間見直し検討委員名簿	53

はじめに



厚木市マスコットキャラクター

あゆくろちゃん

1 計画の目的と見直しの趣旨

厚木市都市農業振興計画は、「持続可能な都市農業の振興に向けて」、都市農業を取り巻く社会情勢が変化する中、持続可能な都市農業の創造・多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興に資するため、平成30年3月に策定しました。

これまで、計画に基づき様々な施策を実施してまいりましたが、計画策定から4年が経過し、農地の都市的土地利用の増加を始め、燃油や飼料等、生産資材の価格高騰などの環境変化を踏まえ、本計画をさらに実効性のあるものとするため、現行の計画を見直すものです。

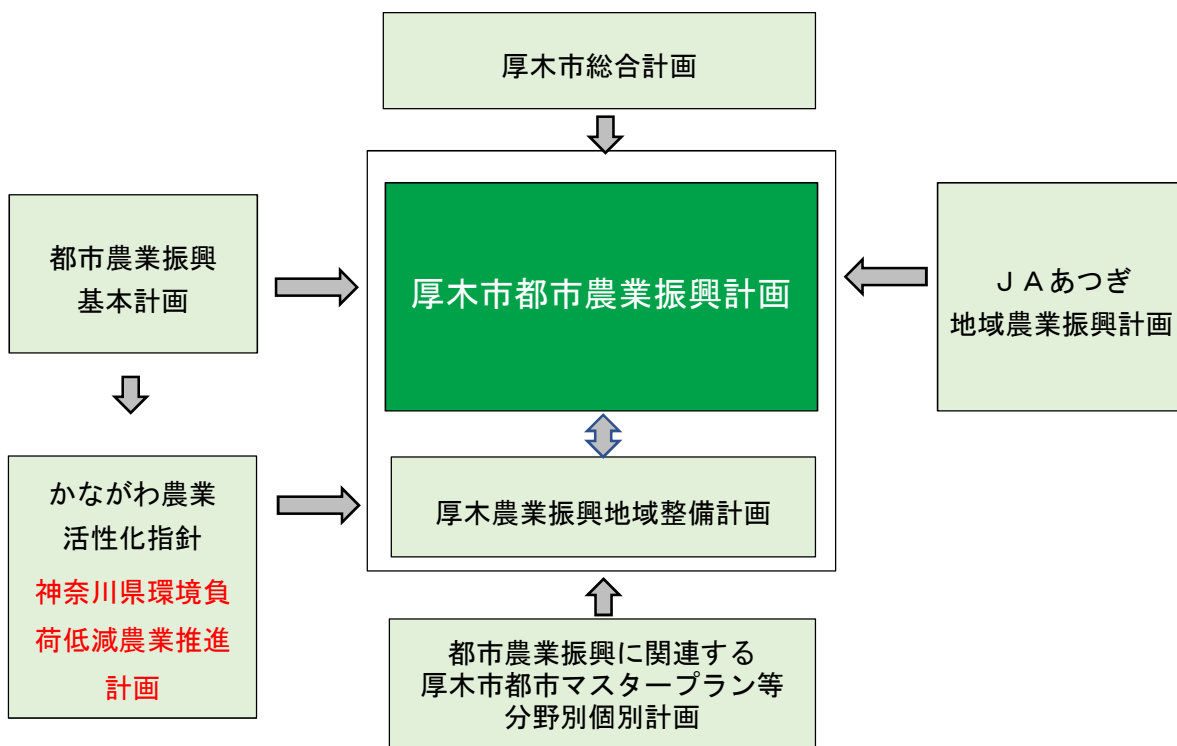
2 計画の期間

計画の期間は、平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、第10次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」が掲げる将来都市像『自分らしさ輝く希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ』の実現を目指す個別計画であり、また、国の「都市農業振興基本計画」や神奈川県「かながわ農業活性化指針」、神奈川県と本市を含む県内市町村連名による「神奈川県環境負荷低減農業推進計画」、さらには本市の分野別の個別計画等との整合を図り、農業関係分野の推進を担う基本計画として位置付けます。

■関連計画等との関連



都市農業振興基本計画

「都市農業振興基本法」では、「都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全」、「人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存」、「都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解」を基本理念とし、「政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表する」こと、「地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表する」ことが求められています。

「都市農業振興基本計画」は、この法律に基づいて策定されたものであり、施策の対象区域は市街化区域のほか、緑辺の市街化調整区域を含むものとされ、新たな都市農業振興と土地利用計画の制度として、担い手に対する支援とその事業計画等を評価するための公的関与の仕組み、農地の貸借等を促進するための制度的措置と遊休農地対策、地方都市におけるコンパクトシティ施策との連携などを特徴としています。

「厚木市都市農業振興計画」は「都市農業振興基本法」に規定する「地方計画」を含むものとして策定しました。

かながわ農業活性化指針

神奈川県では、都市農業を持続的に発展させるため、「神奈川県都市農業推進条例」（平成 18 年 4 月施行）に基づき、「かながわ農業活性化指針」を策定しました。令和 5 年 3 月に改定した指針では、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進—魅力ある農業を次世代につなぐ—」とし、その目標達成のために、「生産性の向上と担い手の育成・確保」、「安定的な農業生産と次世代への継承」、「環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全」の 3 つの施策の方向を設定し、「魅力ある農業」を次世代に引き継ぐため、経営感覚に優れた農業者を育成し、時代や環境の変化に柔軟に対応した安定的で生産性が高く、県民が身近に感じることができる農業を推進する必要があるとしています。

神奈川県環境負荷低減農業推進計画

神奈川県と本市を含む県内市町村は連名で、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、令和 5 年 3 月に神奈川県環境負荷低減農業推進計画を策定しました。計画では環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、県及び市町村の役割分担を明確化し、お互いに協力及び連携して取り組むものとしています。

厚木農業振興地域整備計画

「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」）は、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的」とし、この法律に基づいて「農業振興地域制度」が運用されています。

第1章 現状と課題



第1節 厚木市の概要

1 地勢

厚木市は、神奈川県中央に位置し、西に大山を境に秦野市、西から北にかけて愛甲郡清川村、愛川町に、北から東にかけて相模川をはさみ相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、また南は平塚市、伊勢原市の6市2町1村に接しています。

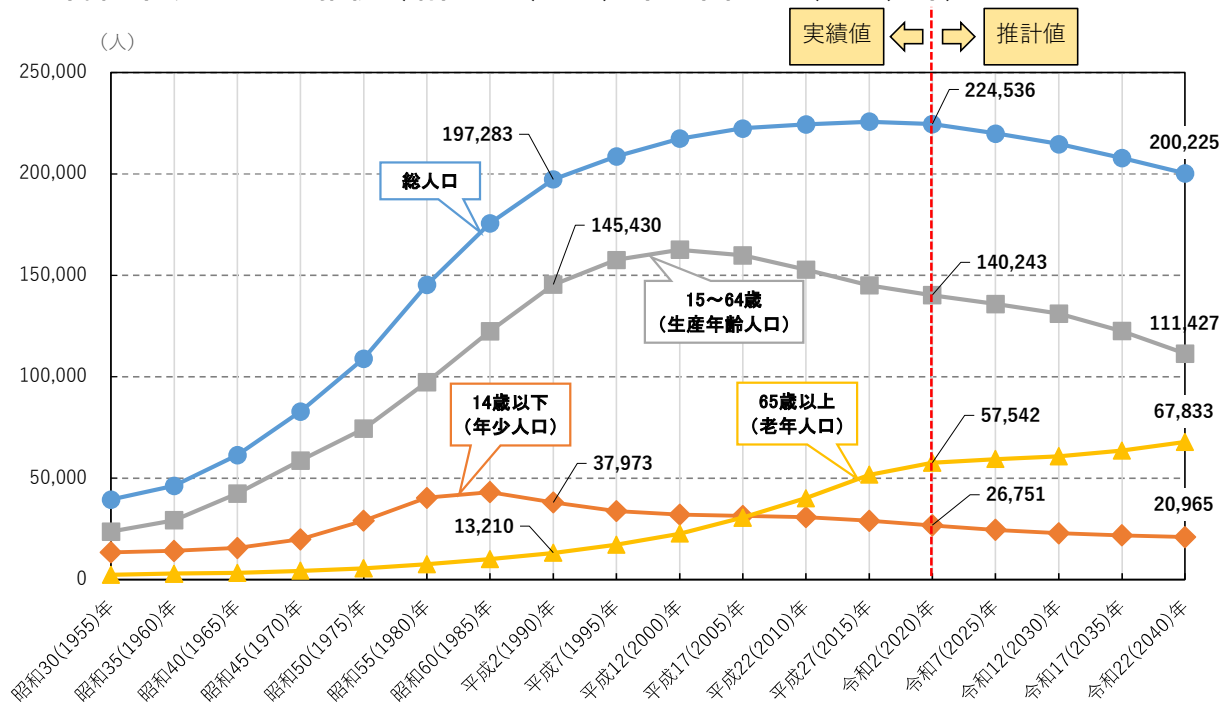
地勢は西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯でいくつかの小山脈が南北に走っています。ことに西部においては霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ連なっています。

市の東部は、遠く富士五湖の一つである山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通し、これに併流する中津川、そして小鮎川、これら河川の流域に平野が開けています。東西13.76km、南北14.71kmの扇形に近い地形で、面積93.84km²を有しています。

2 人口

本市の総人口は、高度経済成長等を背景として増加してきましたが、平成27(2015)年をピークに緩やかに減少を始め、令和22(2040)年の総人口は、200,225人になると推計されています。これは、平成2(1990)年の197,283人とほぼ同じ人口です。

■ 年齢3区分別人口の推移（昭和30(1955)年～令和22(2040)年）



※平成27(2015)年及び令和2(2020)年の年齢3区分別人口は、年齢不詳分を按分し、各区分別人口に加えています。令和7(2025)年以降の推計値は年齢不詳分を除き、推計しています。

出典：昭和30(1955)～平成27(2015)年：総務省「国勢調査(各年)」

令和2(2020)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和2(2020)年)」

令和7(2025)～令和22(2040)年：第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

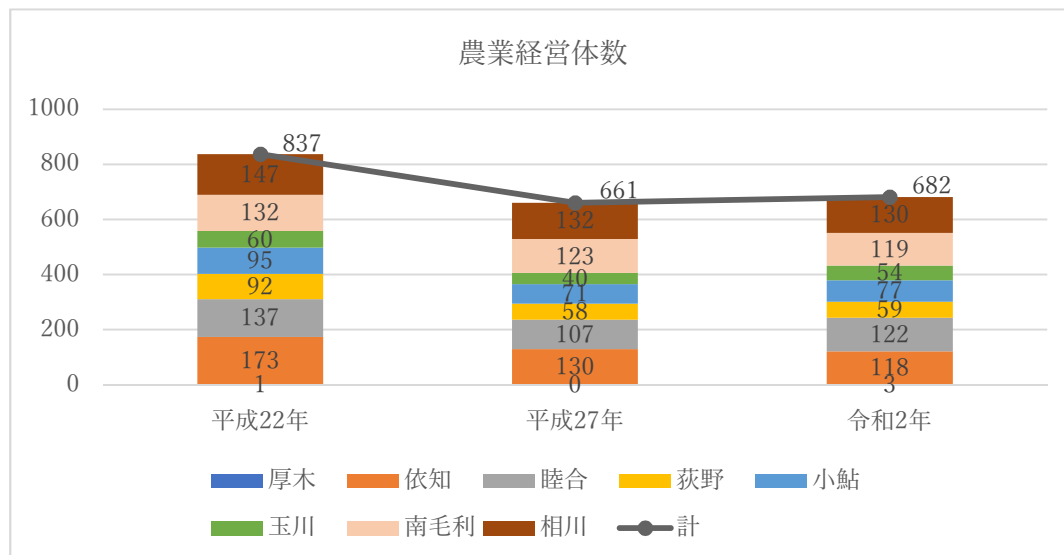
資料：厚木市都市計画マスタープランから引用

第2節 厚木市農業の現状

1 農業従事者

(1) 農業経営体数

農業経営体数は 682 経営体で、経営体数が最も多いのが相川地区の 130 経営体となっています。

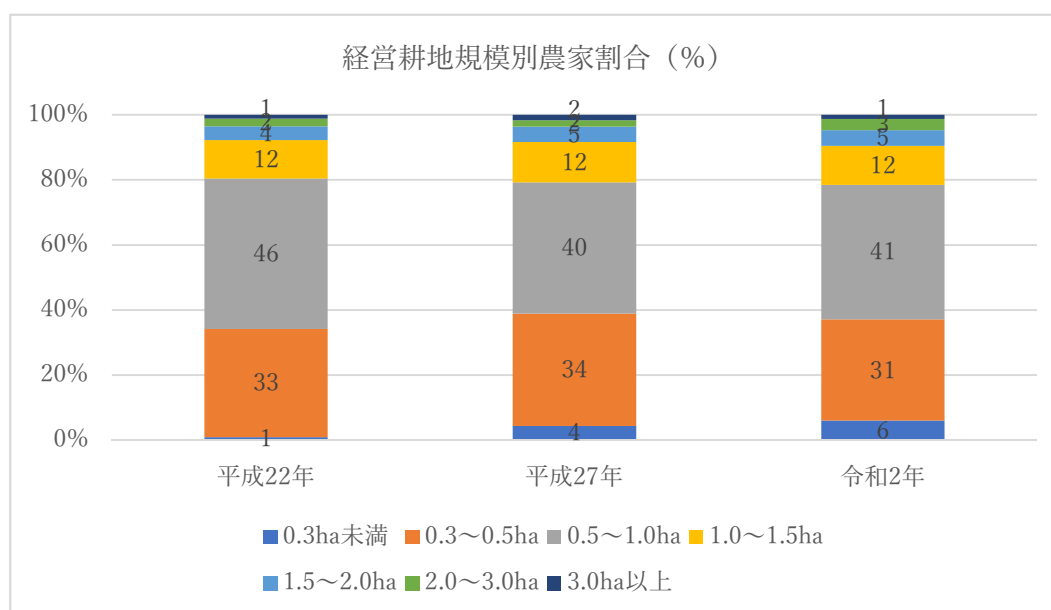


(注) 農業経営体とは、経営耕地面積が 30a 以上、事業の規模が各基準以上又は農作業の受託の事業を行う

資料：2010・2015・2020 農林業センサスより作成

(2) 経営耕地規模別農家割合

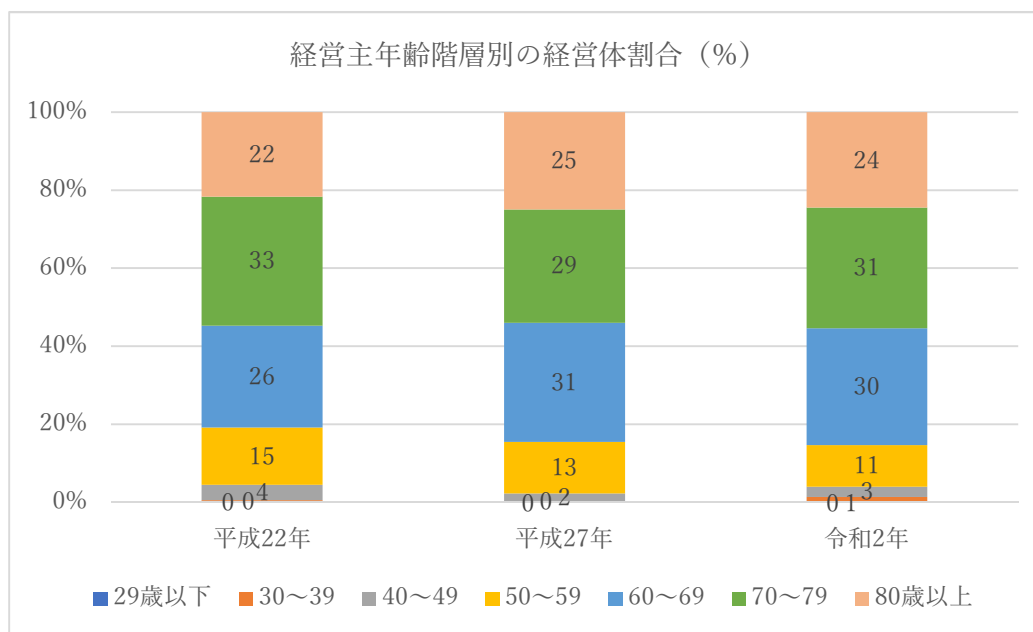
経営耕地規模別農家割合は、1.0 ha までの経営体が全体の約 8 割となっています。



資料：2010・2015・2020 農林業センサスより作成

(3) 経営主年齢階層別の経営体数割合

経営主年齢階層別の経営体数割合は、60歳以上の経営体が全体の約8割となっています。



資料：2010・2015・2020 農林業センサスより作成

(4) 認定農業者

認定農業者数は、令和3年度に65経営体となっています。

(単位：経営体)

区分	認定農業者数	
	個人	法人
平成29年度	61	9
平成30年度	63	8
令和元年度	66	8
令和2年度	57	7
令和3年度	60	5

資料：農業政策課調べ

(5) 新規就農者

新規就農者数は、この5年間で49人であり、年平均9.8人となっています。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規就農者数	9人	12人	11人	9人	8人

資料：厚木市都市農業支援センター調べ

2 農地

(1) 農地の利用状況

市域の全体面積は 9,384ha で、このうち市街化区域は 3,173ha(33.8%)、市街化調整区域は 6,211ha(66.2%)となっています。

市街化区域の 0.9%に当たる 27ha が生産緑地地区になっています。また、市街化調整区域の約 59%に当たる 3,631ha が農業振興地域となっており、農業振興地域のうち、約 11.6% (420ha) が農用地区域に指定されています。

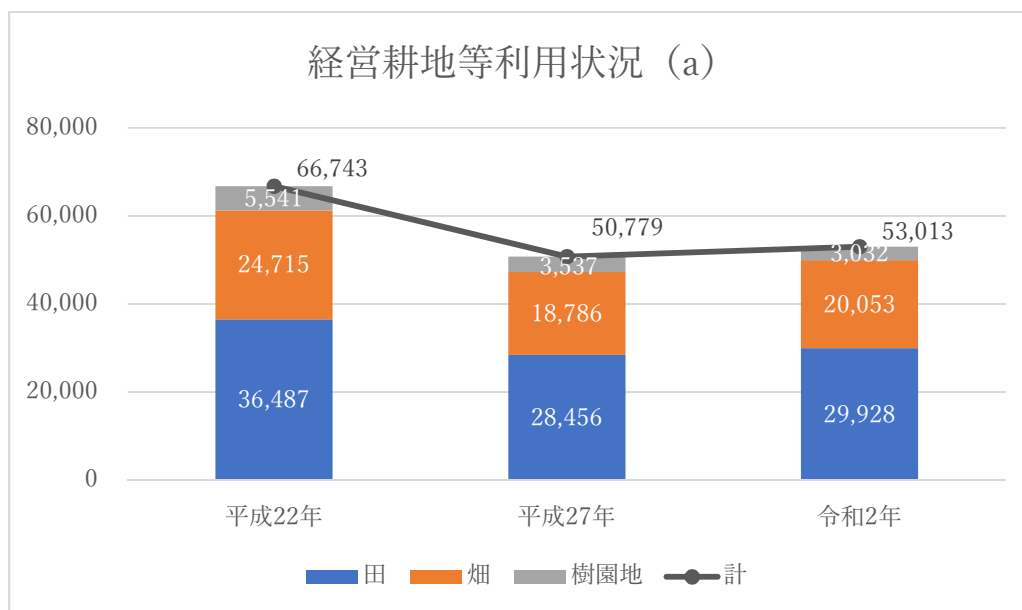
(単位：ha、%)

区分	面積	比率
市全体	9,384	100.0
市街化区域 (生産緑地地区)	3,173 (27)	33.8
市街化調整区域	6,211	66.2
農業振興地域	3,631	100.0
農用地区域	420	11.6
農地	409	97.4
農業用施設用地	10	2.4
山林原野	1	0.2
農用地区域外	3,211	88.4
農地	788	24.5
農業用施設用地	25	0.8
山林原野	1,088	33.9
その他	1,310	40.8

資料：厚木農業振興地域整備計画

(2) 経営耕地等利用状況

経営耕地等の利用状況は、経営耕地総面積 53,013 a のうち「田」が 29,928a、「樹園地を除く畑」が 20,053 a、「樹園地」が 3,032a となっています。



資料：2010・2015・2020 農林業センサスより作成

3 農業生産

(1) 農産物販売金額 1 位の部門別農家数

農産物販売金額 1 位の部門別農家数は、全 516 戸のうち、「米」（農林業センサスでは「稲作」）が 268 戸、「露地野菜」が 115 戸で多くなっています。

(単位：戸数)

区分	平成 27 年	令和 2 年
稲作	255	268
麦類作	-	-
穀類・いも類・豆類	1	13
工芸農作物	3	3
露地野菜	115	115
施設野菜	32	29
果樹類	59	48
花き・花木	26	22
その他の作物	5	6
養蚕	-	-
乳用牛	10	8
肉用牛	3	2
養豚	1	2
養鶏	3	-
その他の畜産	-	-
計	513	516

資料：2015・2020 農林業センサスより作成

(2) 水稻・小麦作付面積及び収穫量

水稻や小麦の作付面積及び収穫量は、水稻の作付面積は 430ha 程度で推移しており、収穫量も 2,000 t 前後で推移しています。10 a 当たりの収量も 0.5 t 程度となっています。

(単位：ha、t)

年次別	水稻			小麦		
	作付面積	10 a 当たり収量	収穫量	作付面積	10 a 当たり収量	収穫量
平成 28 年	441	0.504	2,220	2	0.288	5
平成 29 年	439	0.517	2,270	2	0.296	7
平成 30 年	438	0.501	2,190	4	0.295	11
令和元年	432	0.478	2,070	7	0.282	19
令和 2 年	426	0.480	2,050	8	0.227	17

(注) 作付面積は乾燥子実用作付面積

資料：2016～2020 関東農林水産統計年報より作成

(3) 野菜の作物別作付経営体数と面積

野菜の作物別作付経営体数は、だいこんが 186 経営体、ねぎが 173 経営体、きゅうりが 141 経営体、キャベツが 140 経営体、たまねぎが 138 経営体となっています。

(単位：経営体、ha)

区分	作付経営体数	面積
だいこん	186	7
さといも	99	3
ねぎ	173	6
たまねぎ	138	4
キャベツ	140	8
なす	97	3
ほうれんそう	35	1
きゅうり	141	5
トマト	130	4
ブロッコリー	88	3
にんじん	111	3
ピーマン	125	3
レタス	103	4
すいか	31	1
やまのいも	17	1
いちご	3	0
メロン	23	1
その他の野菜	110	11

資料：2020 農林業センサスより作成

(4) 果樹

果樹の栽培実経営体数は、173 経営体栽培面積は 2,054a となっています。

品目別では、「かき」(44 経営体)、「日本なし」(35 経営体)、「くり」(26 経営体) が多くなっています。

(単位：経営体、a)

区分	栽培実経営体数	栽培面積
温州みかん	9	83
その他のかんきつ	6	75
りんご	3	35
ぶどう	17	198
日本なし	35	713
かき	44	397
くり	26	347
うめ	11	77
キウイフルーツ	10	40
その他の果樹	12	89
計	173	2,054

資料：2020 農林業センサスより作成

(5) 花き類の品目別栽培経営体数

販売目的で花き類を栽培している経営体は、市全体で 28 経営体であり、内訳をみると、切り花類が 21 経営体となっています。

(単位：経営体)

区分	栽培実経営体数	切り花類	球根類	鉢もの類	花壇用苗もの類
販売目的で花き類を栽培している経営体数	28	21	1	7	8

資料：2020 農業センサスより作成

(6) 畜産（養蜂以外）

畜産の状況は、農場数では「採卵用鶏」（14 件）、「乳用牛」（11 件）、「馬」（9 件）で多くなっており、頭羽数では「豚」が 7,338 頭、「採卵用鶏」が 1,321 羽で多くなっています

(単位：件、頭、羽)

家畜の種類	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数
乳用牛	11	250	11	251	11	236	10	231	11	261
肉用牛	3	30	3	29	3	29	3	33	1	22
鹿	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
馬	9	98	9	112	9	101	9	89	9	88
めん羊	2	8	2	10	3	16	3	14	2	5
山羊	1	26	6	27	6	29	6	59	7	58
豚	7	7,129	7	6,811	7	6,693	7	7,497	7	7,338
採卵用鶏	14	1,731	11	1,338	12	1,338	15	1,366	14	1,321
肉用鶏	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：農業政策課調べ

(7) 養蜂

養蜂の状況は、令和 3 年度の届出者数は 9 件で、若干の増減があるものの横ばい傾向で推移しています。蜂群数についても、令和 3 年度は 79 群で、増加傾向となっています。

区分	届出者数	蜂群数
平成 29 年度	8	69
平成 30 年度	10	66
令和元年度	12	69
令和 2 年度	13	75
令和 3 年度	9	79

※養蜂振興法による届出者数

資料：農業政策課調べ

4 その他

(1) 農地転用

農地転用については、令和2年度で193件、251,035 m²となっております。

転用用途では、「住宅用地」や「駐車場」の面積が多くなっています。

(単位：m²)

区分	総計	住宅用地	工場用地	駐車場	資材置場	農業用施設	その他
平成28年度	135,733	54,702	527	28,273	23,853	-	28,378
平成29年度	156,941	70,216	668	23,727	23,329	-	39,001
平成30年度	219,256	56,645	2,367	30,555	29,191	535	99,963
令和元年度	159,742	48,393	13,852	34,533	33,638	577	28,749
令和2年度	251,035	33,136	367	29,143	15,724	1,029	171,636

資料：農業委員会調べ

(2) 遊休農地

遊休農地※は、令和3年度に9haとなっております。

(単位：ha)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
遊休農地面積	20	13	17	14	9

※遊休農地：耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

資料：農業委員会調べ

(3) 鳥獣被害

令和3年度の被害金額は2,554千円、被害面積は1.52haとなっており、主な被害は、イノシシ、鳥類、ハクビシンによる野菜、果樹等の農業被害となっております。

区分	被害面積 (ha)	被害額 (千円)
ニホンザル	0.01	42
ニホンジカ	0.06	137
イノシシ	0.81	111
ハクビシン	0.07	491
アライグマ	0.08	193
タヌキ	0.02	190
鳥類	0.39	1,048
その他	0.08	336
計	1.52	2,554

※令和3年度の値 ※四捨五入により合計が突合しない場合あり

資料：野生鳥獣による農林水産物被害等調査より（神奈川県自然環境保全課）

5 地区別の概要 (1) 依知



◆人口の現状

- ・依知地域の人口は **31,244** 人になります。年少人口（15歳未満）の割合は **11.5%**、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は **62.4%**、老年人口（65歳以上）の割合は **26.1%** となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下（45歳以上）は1人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「水田」の割合が多く、63.3%を占め、市全体と比べて約7ポイント以上高くなっています。
- ・農産物販売金額1位が「米」の農家が多く、全94戸のうち68戸となっています。「露地野菜」は14戸です。
- ・果樹経営体数は、13経営体であり、「日本なし」「かき」「ぶどう」が多くなっています。

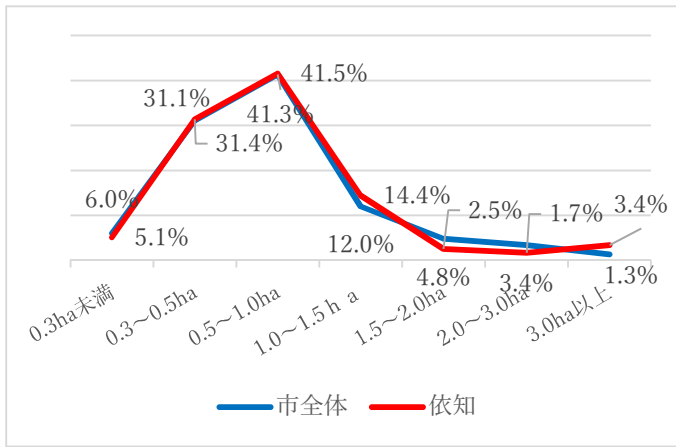
◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

この地域では、関口・山際地区の工業系産業用地への整備や金田地区のごみ中間処理施設が計画されており、農用地区域の減少が見込まれていますが、これらの地域の水田は、面的な広がりを持っているため、今後ともその保全に努めます。

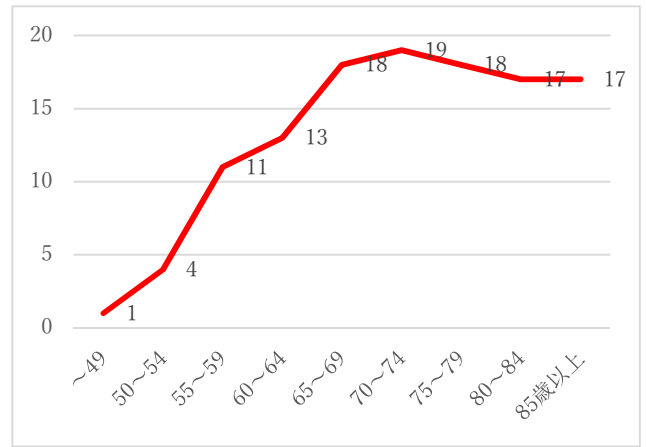


◆関連データ

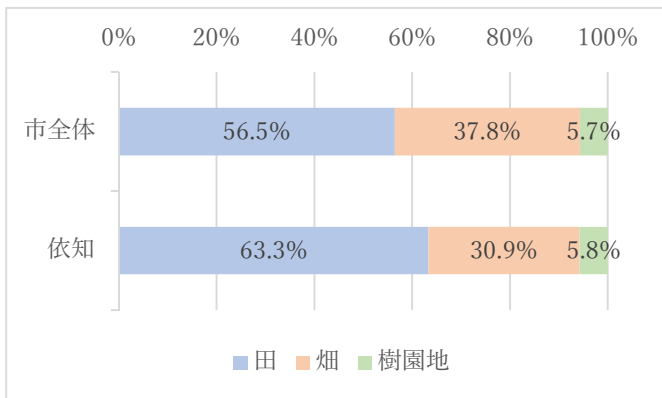
<経営耕地規模別農家数の割合（販売農家）>



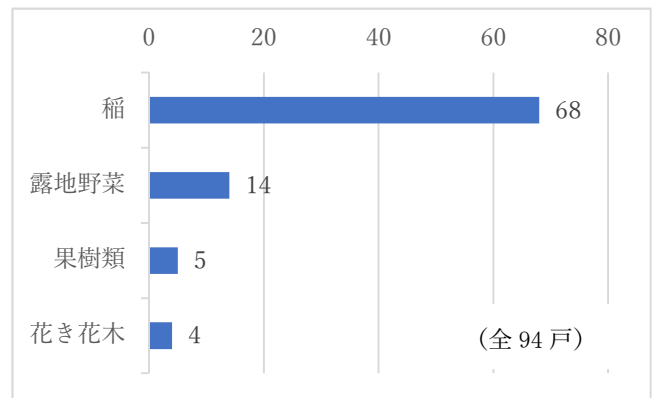
<年齢別農業経営者数（男女計）>



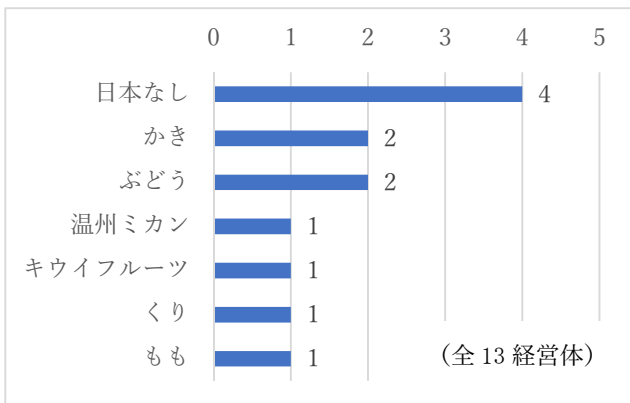
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数（上位）>



<果樹経営体数（上位）>



資料：2020 農林業センサス

(2) 睦合



◆人口の現状

- ・睦合地域の人口は **41,015** 人になります。年少人口（15歳未満）の割合は **11.9%**、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は **62.3%**、老年人口（65歳以上）の割合は **25.8%** となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下（45歳以上）は7人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「水田」の割合が多く、64.1%を占め、市全体と比べて約8ポイント多くなっています。
- ・農産物販売金額1位が「米」の農家が多く、全78戸のうち60戸となっています。「露地野菜」は9戸です。
- ・果樹経営体数は、2経営体であり、「くり」と「キウイフルーツ」となっています。

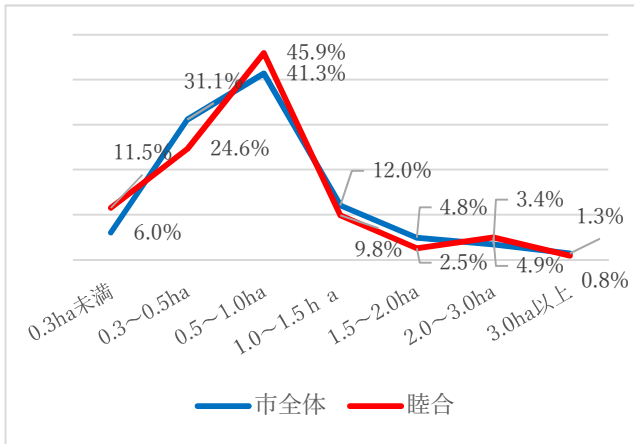
◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

中津川流域に開けた水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努めます。畑は露地野菜を中心に利用促進を図ります。

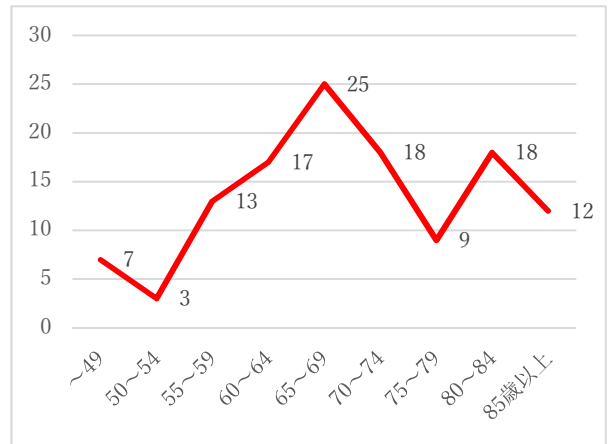


◆関連データ

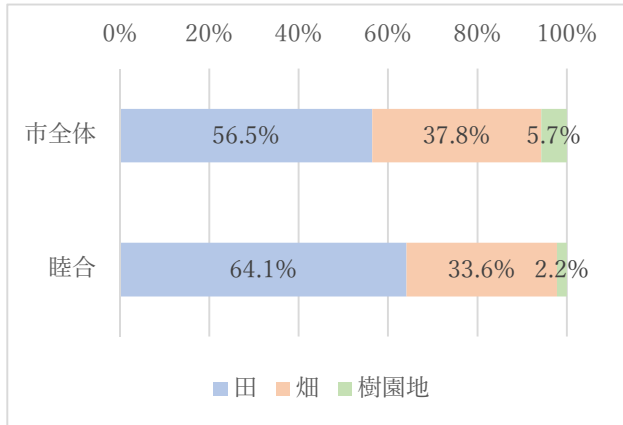
<経営耕地規模別農家数の割合（販売農家）>



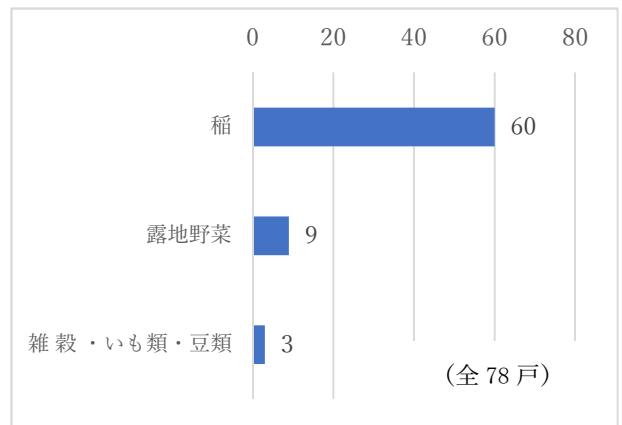
<年齢別農業経営者数（男女計）>



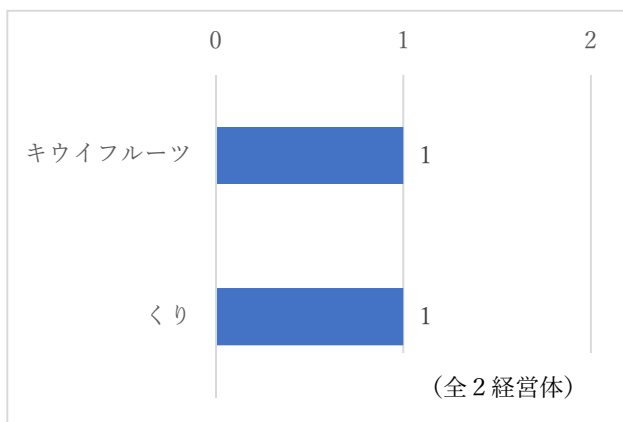
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数（上位）>



<果樹経営体数（上位）>



資料：2020 農林業センサス

(3) 荻野



◆人口の現状

- ・荻野地域の人口は **25,180** 人になります。年少人口（15歳未満）の割合は **11.1%**、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は **59.5%**、老年人口（65歳以上）の割合は **29.5%** となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下（45歳以上）は5人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「畑」の割合が多く、57.8%を占め、市全体と比べて約20ポイント高くなっています。
- ・農産物販売金額1位が「露地野菜」の農家が多く、全41戸のうち14戸となっています。「米」は9戸となっています。
- ・果樹経営体数は、18経営体であり、「かき」「くり」が多くなっています。

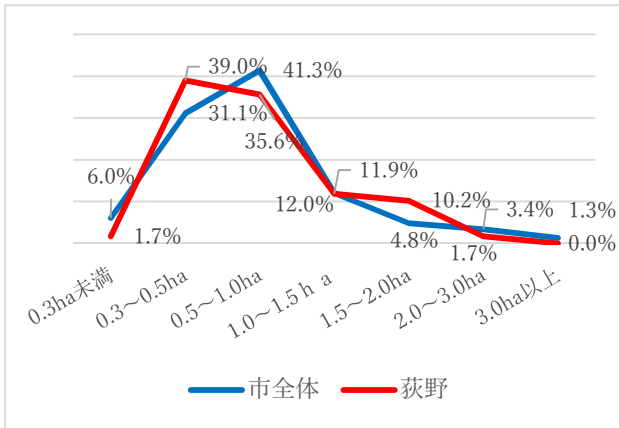
◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

荻野川流域の水田は、自然条件から多くが狭あいですが、当地域における唯一の水田地帯として今後とも保全に努めます。畑地は鳶尾南側に広がり、多様な栽培作目が見られ、今後は、更に露地野菜や農業用施設用地として、地形に応じた土地利用の高度化に努めます。

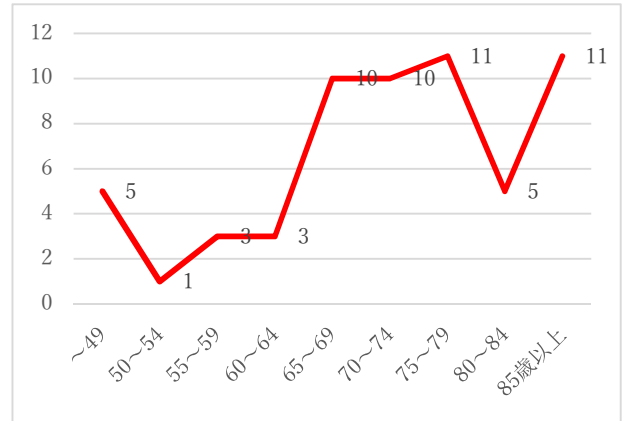


◆関連データ

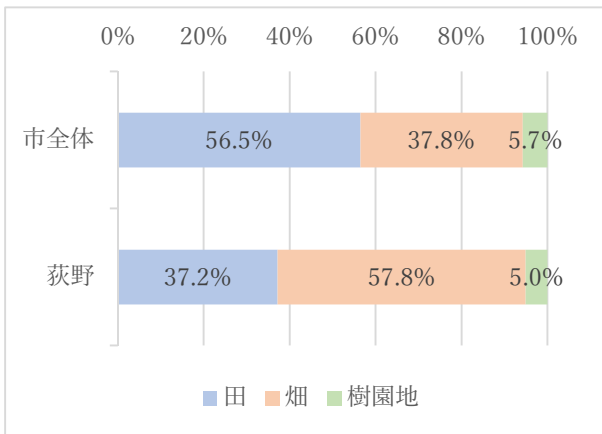
<経営耕地規模別農家数の割合（販売農家）>



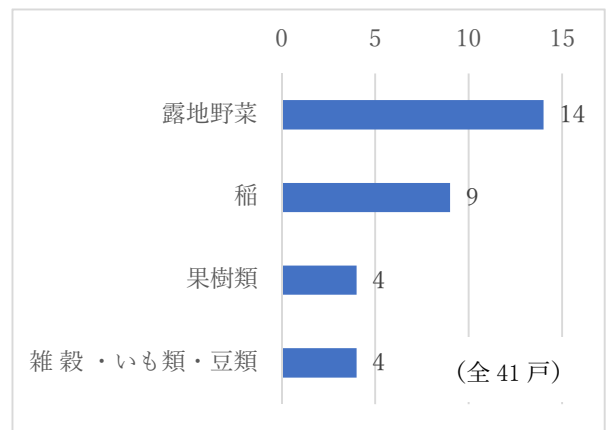
<年齢別農業経営者数（男女計）>



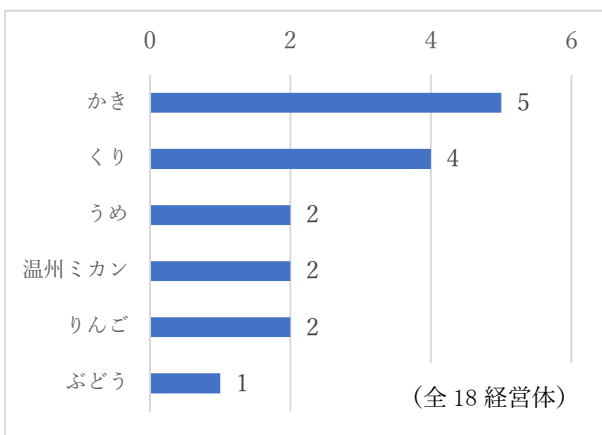
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数（上位）>



<果樹経営体数（上位）>



資料：2020 農林業センサス

(4) 小鮎



◆人口の現状

- ・小鮎地域の人口は **13,936** 人になります。年少人口（15歳未満）の割合は **10.0%**、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は **57.1%**、老年人口（65歳以上）の割合は **33.0%** となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下は5人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「田」、「畑」が約47%でほぼ同様の割合となっています。
- ・農産物販売金額1位が「露地野菜」の農家が多く、全47戸のうち18戸となっています。「米」は13戸です。
- ・果樹経営体数は、20経営体であり、「くり」が11経営体で最も多い状況となっています。

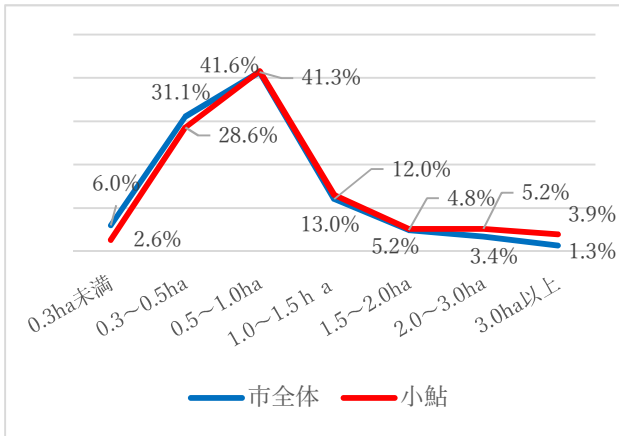
◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

小鮎川流域の水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努めます。畑地は、露地野菜を中心に利用促進を図ります。

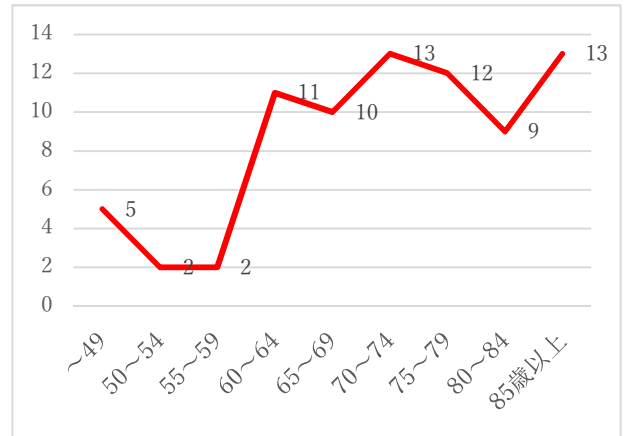


◆関連データ

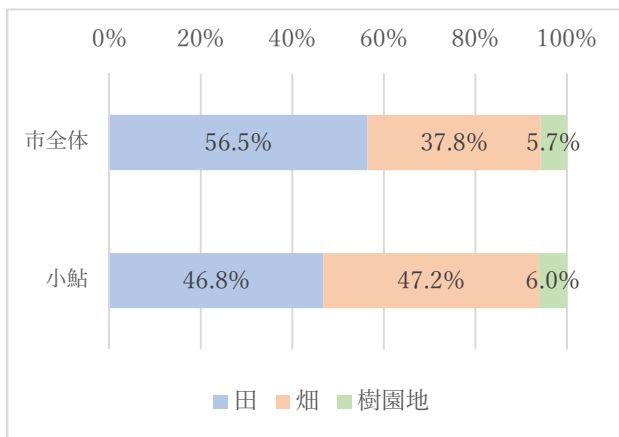
<経営耕地規模別農家数の割合（販売農家）>



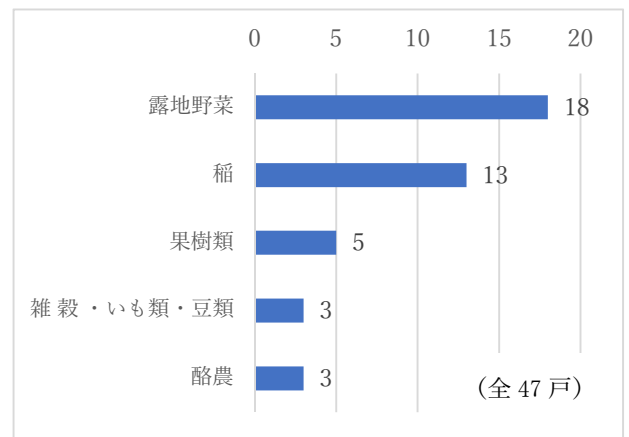
<年齢別農業経営者数（男女計）>



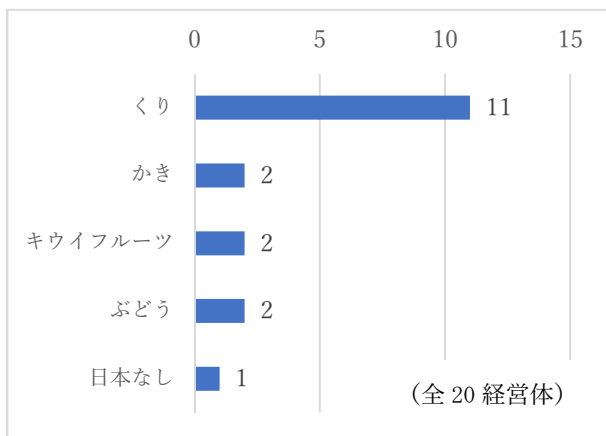
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数（上位）>



<果樹経営体数（上位）>



資料：2020 農林業センサス

(5) 玉川



◆人口の現状

- ・玉川地域の人口は **9,325** 人になります。年少人口（15歳未満）の割合は **7.5%**、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は **50.3%**、老年人口（65歳以上）の割合は **42.2%** となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下は1人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「畑」の割合が多く、56.5%を占め、総数と比べて約19ポイント高くなっています。
- ・農産物販売金額1位が「露地野菜」の農家が多く、全43戸のうち28戸となっています。「米」は10戸です。
- ・果樹経営体数は、27経営体であり、「かき」や「くり」が多くなっています。

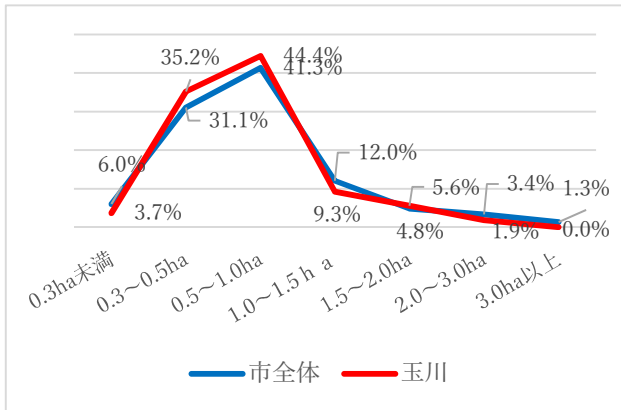
◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

玉川流域に開けた水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努めます。畑は、露地野菜を中心に利用促進を図ります。

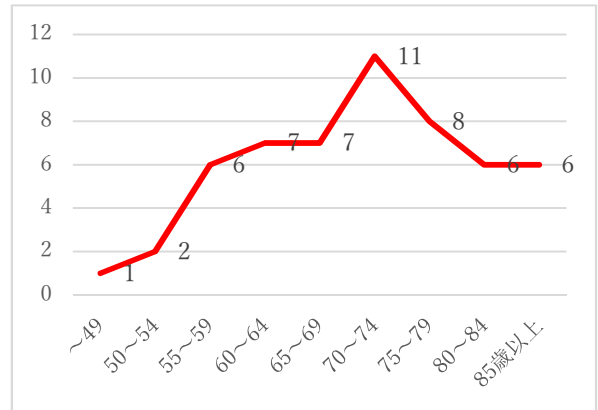


◆関連データ

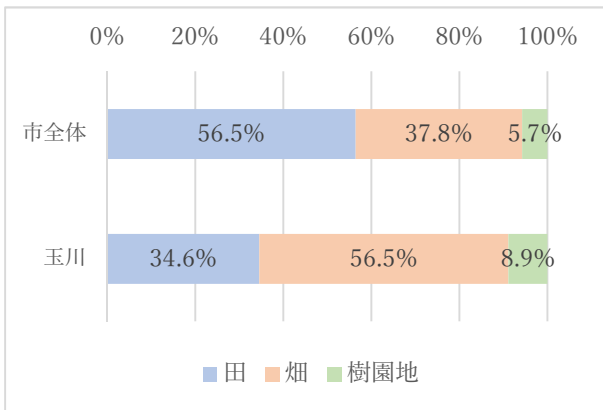
<経営耕地規模別農家数の割合（販売農家）>



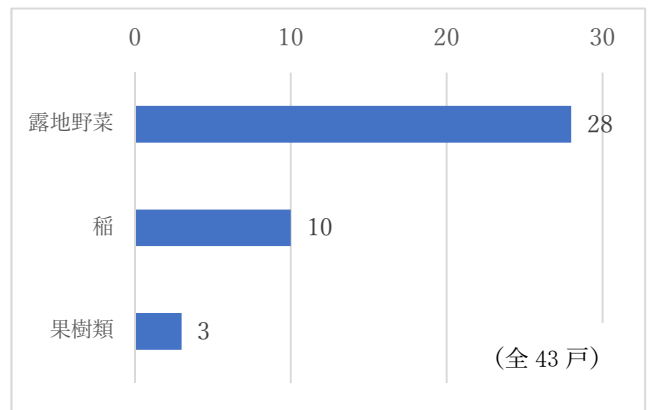
<年齢別農業経営者数（男女計）>



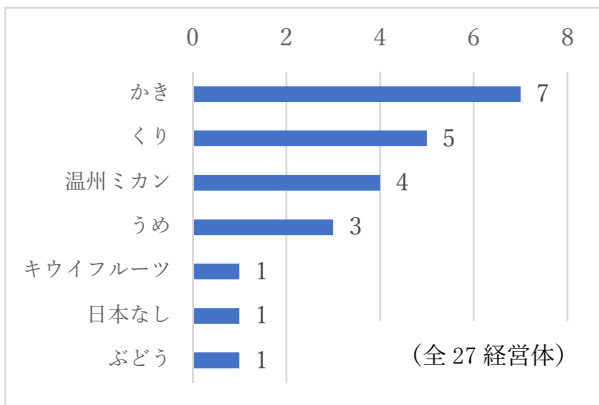
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数（上位）>



<果樹経営体数（上位）>



資料：2020 農林業センサス

(6) 南毛利



◆人口の現状

- ・南毛利地域の人口は 53,666 人になります。年少人口（15 歳未満）の割合は 12.4%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 63.3%、老年人口（65 歳以上）の割合は 24.3%となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和 5 年 1 月 1 日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49 歳以下は 5 人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「水田」の割合が多く、59.6%を占め、市全体とほぼ同様となっています。
- ・農産物販売金額 1 位が「米」の農家が多く、全 89 戸のうち 55 戸となっています。「露地野菜」は 16 戸です。
- ・果樹経営体数は、35 経営体であり、「かき」が 12 経営体、「日本なし」が 5 経営体などとなっています。

◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

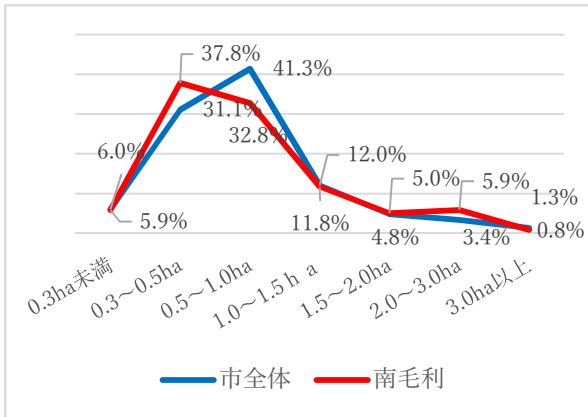
恩曾川及び玉川流域の水田は、水稲と果樹及び野菜の複合経営が営まれていることから、更に複合経営による土地利用の促進を図ります。特に、集団的な樹園地と施設野菜については、減農薬栽培を推進するとともに、併せて産地化を促進します。

この地域では、南部産業拠点地区の工業系産業用地の整備が計画されており、農用地区域の減少が見込まれていますが、これらの地域の農地は、面的な広がりを持っているため、今後ともその保全に努めます。

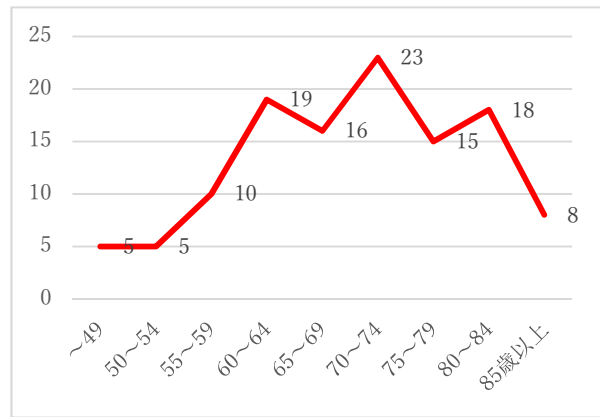


◆関連データ

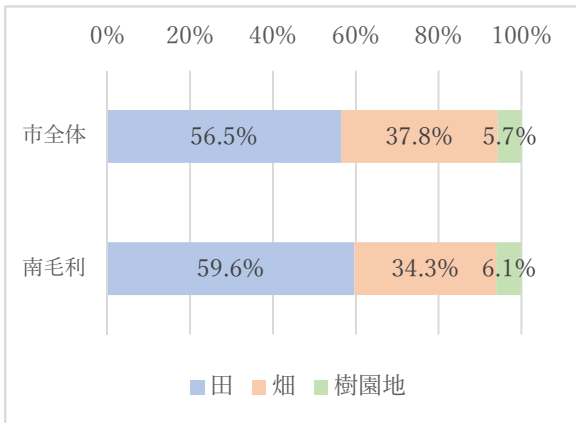
<経営耕地規模別農家数の割合（販売農家）>



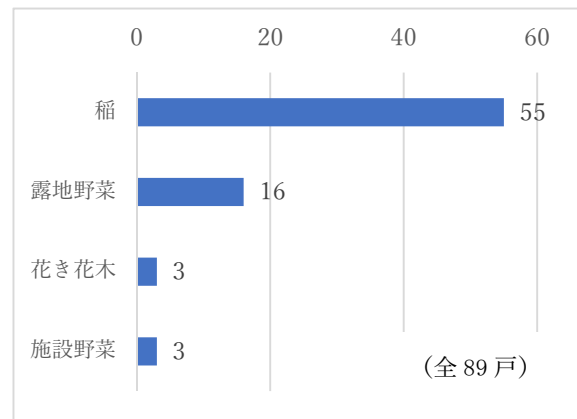
<年齢別農業経営者数（男女計）>



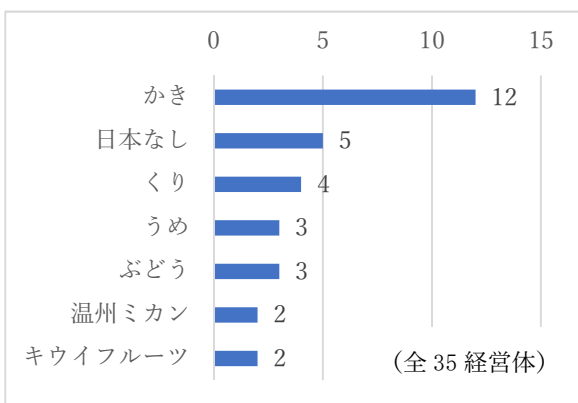
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数（上位）>



<果樹経営体数（上位）>



資料：2020 農林業センサス

(7) 厚木・相川



◆人口の現状（厚木・相川地域）

- ・厚木地域の人口は **35,401** 人になります。年少人口（15歳未満）の割合は **10.6%**、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は **68.4%**、老年人口（65歳以上）の割合は **21.0%** となっています。
- ・相川地域の人口は **14,122** 人になります。年少人口（15歳未満）の割合は **11.8%**、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は **63.2%**、老年人口（65歳以上）の割合は **25.0%** となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状（厚木・相川地域）

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下は3人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります（相川地域）。
- ・経営耕地等の利用状況は、「水田」の割合が多く、65.5%を占め、総数と比べて約9ポイント高くなっています（厚木・相川地域）。
- ・農産物販売金額1位が「米」の農家が多く、全124戸のうち53戸となっています。「果樹類」と「露地野菜」が続いています（厚木・相川地域）。
- ・果樹経営体数は、58経営体であり、「日本なし」が24経営体、「かき」が16経営体で多くなっています（相川地域）。

◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性（相川地域）

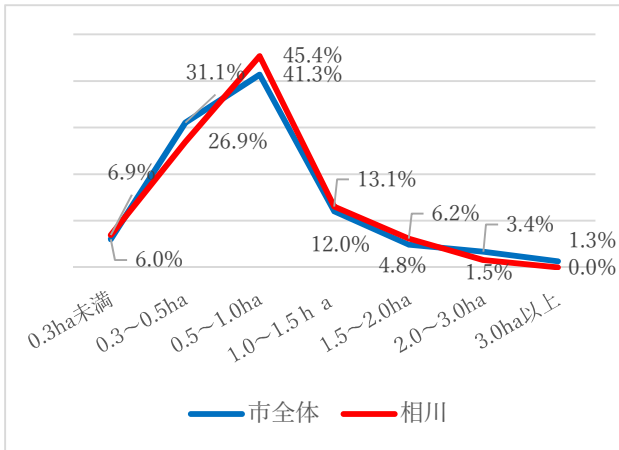
国道129号の東西に開けた水田は、野菜などへの汎用化を促進し、施設園芸は、高度栽培技術導入による省力化や減農薬栽培の推進を図ります。

この地域では、南部産業拠点地区の工業系産業用地の整備が計画されており、農用地区域の減少が見込まれていますが、これらの地域の農地は、面的な広がりを持っているため、今後ともその保全に努めます。

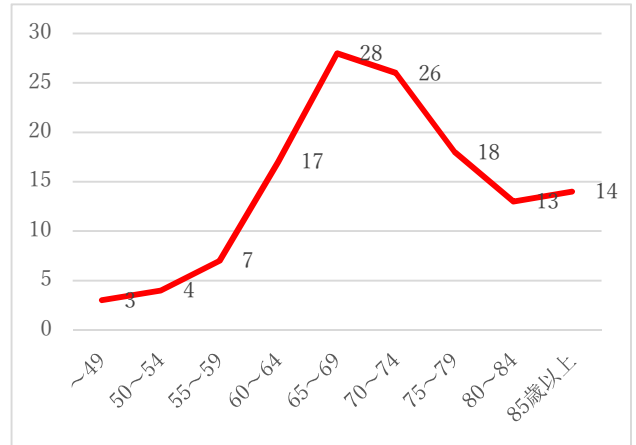


◆関連データ

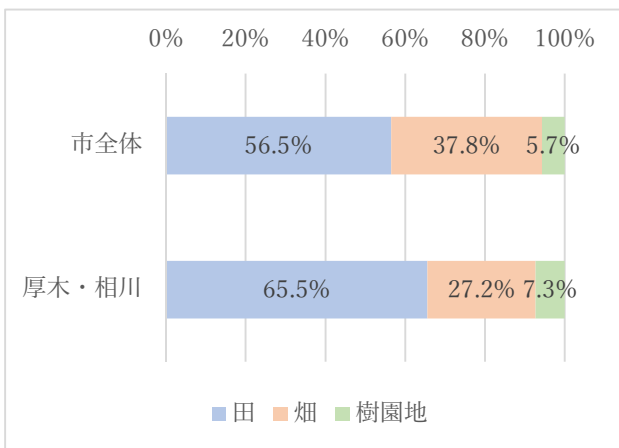
<経営耕地規模別農家数の割合（販売農家）>



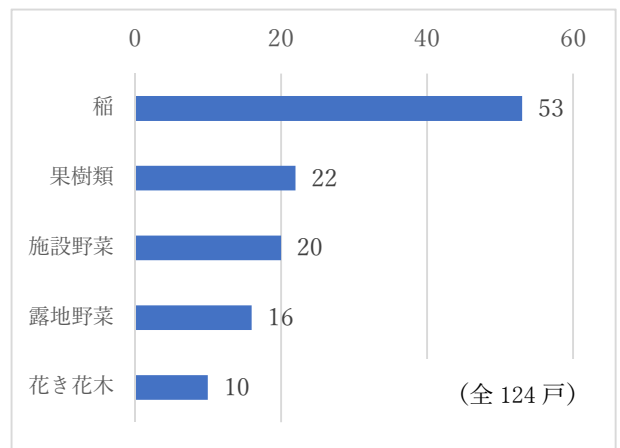
<年齢別農業経営者数（男女計）>



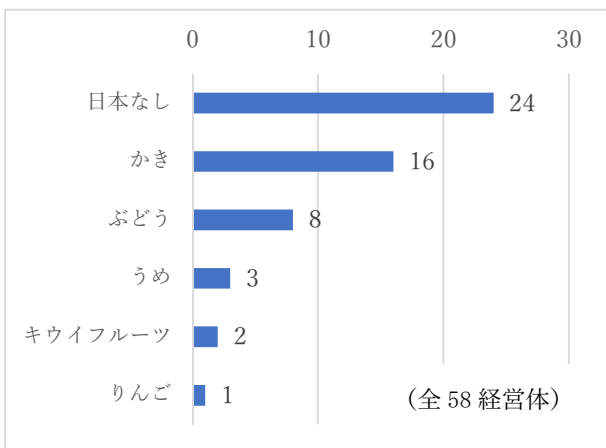
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数（上位）>



<果樹経営体数（上位）>



資料：2020 農林業センサス

第3節 農業者の意向

1 中間見直しに関する農業者アンケート

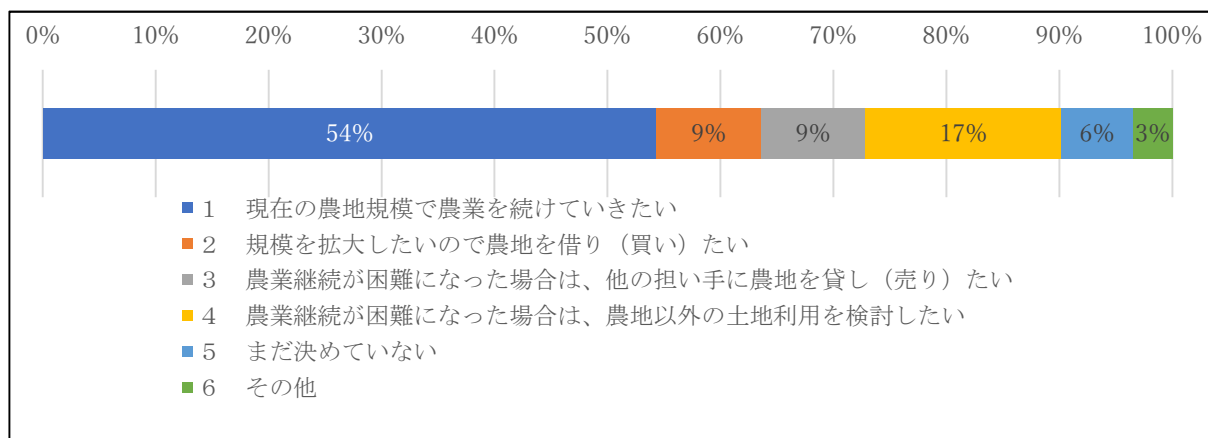
「厚木市都市農業振興計画」の中間見直し計画の策定に当たり、農業者が、近年の農業を取り巻く環境変化に対してどのような意識を持っているか調査するためアンケートを行いました。主なアンケート結果は次のとおりです。

○実施時期：令和4年7月

○調査対象：厚木市内の農業関係団体構成員、認定農業者、認定新規就農者 など

○標本数：314票 ○回収数：178票 ○回収率：57%

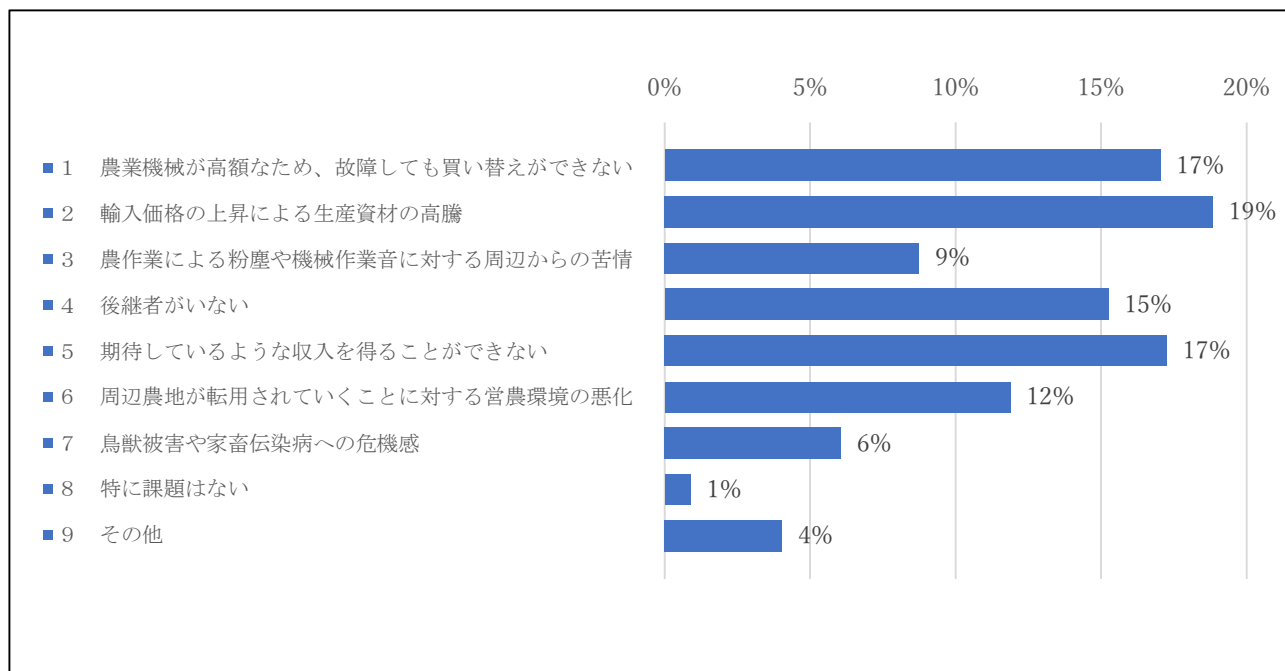
【問1】ご自身の農業経営や農地について、今後（5年～10年程度）どのようにしようとお考えですか。近いものを一つだけ選んでください。



6 「その他」の主な回答

- ・借畑なのでこのまま続けたい。
- ・この1年で明日もどうなるかわからない。

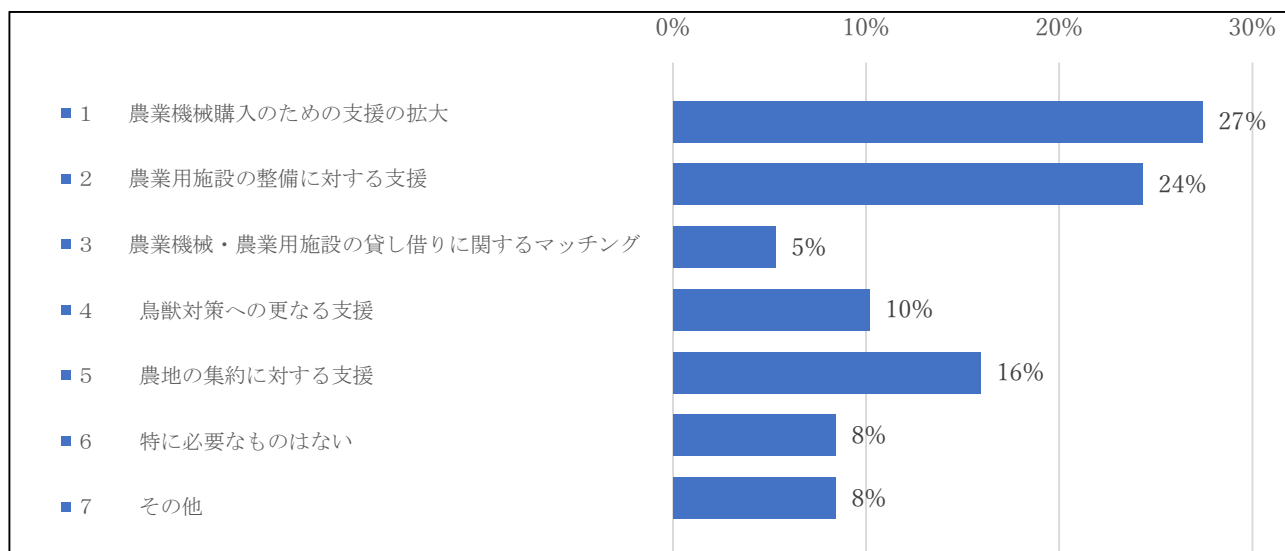
【問2】農業を続けていくに当たり、どのようなことが課題であると考えられますか。当てはまると思うものを全て選んでください。



9 「その他」の主な回答

- ・年々「もみがら」の受け入れ先が減っているため、処分先の確保
- ・農業機械を置くスペースがない。
- ・周辺農地の荒廃化による農作業の負担増

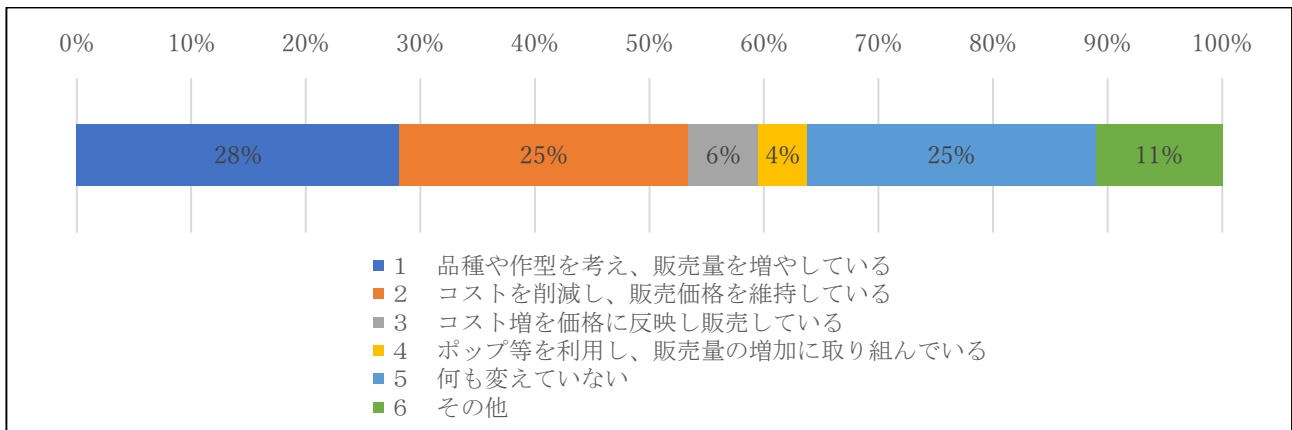
【問3】農業を続けていくため、あなたが必要だと思う市の支援を教えてください。



7 「その他」の主な回答

- ・農畜産物の価格安定対策があればいい。
- ・特産物（厚木の風土にあった）の指導
- ・後継者が意欲的にやっていけるような支援

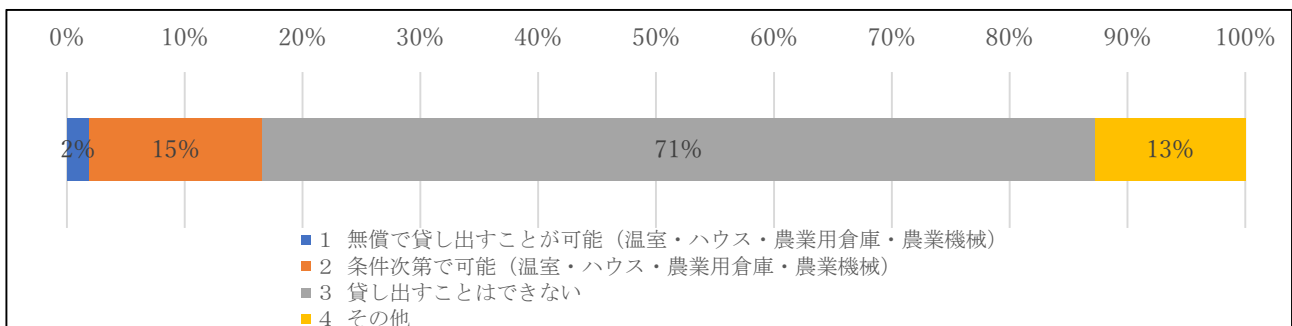
【問4】生産資材の価格上昇により、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しています。このような状況下で、あなたが農業所得の向上のために取り組んでいることはありますか。近いものの一つだけ選んでください。



6 「その他」の主な回答

- ・現在は何も取り組んでないが、品種や作型を考えていく。
- ・市場出荷を減らし、直売所等に重点をシフトした。
- ・他の生産者よりもさらに良いものを栽培している。

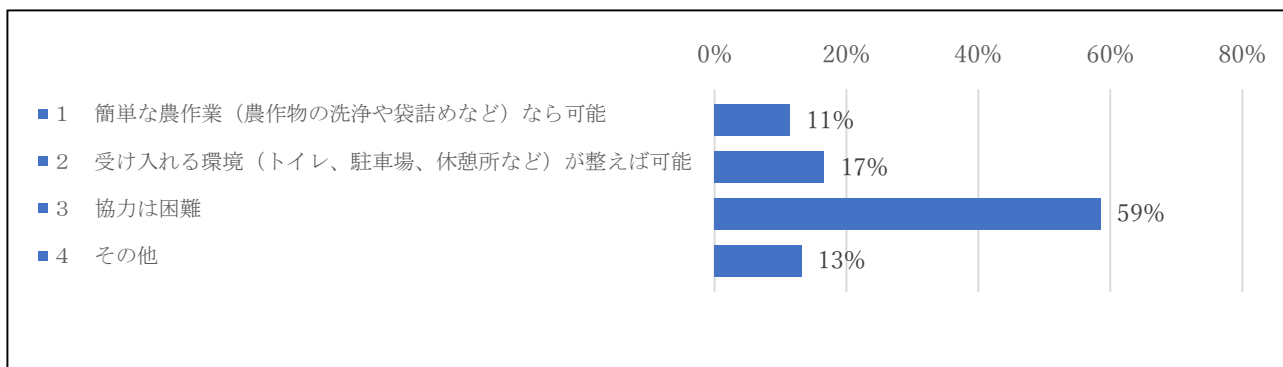
【問5】都市農業を取り巻く環境は、近隣に新たな住宅が建築されることに伴い、農作業による粉塵や機械作業音に対し苦情が発生するなど、厳しい環境下にあります。そこで、あなたの所有している、現在使用していない施設等（温室・ハウス・農業用倉庫・農業機械）を担い手等に貸し出すことは可能ですか。



4 「その他」の主な回答

- ・所有施設はない。
- ・地域によって違いがある。苦情がでないよう、近隣住民との調和を行えば苦情はでない。

【問6】本市では、今年度、農福連携の一環として、試験的に障がい者の就労を受け入れていただく農業者の方へ協力金をお支払いします。あなたは、どのような場合であればご協力いただくことが可能ですか。なお、福祉施設職員による作業の常時見守りが前提となります。



4 「その他」の主な回答

- ・農業面積が小さく、他の協力を必要としない。
- ・特定作物（しゃがいも、サツマイモ）を収穫する際に必要
- ・検討の余地はあるが、もう少し条件等の話が必要

自由意見（抜粋）

- ・この所の農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。世界的なコロナ禍での物流の停滞による値上げに始まり、ロシアのウクライナ侵攻による原油の高騰、生産資材、飼料の不足など今まで経験したことがない事態となっている。農業経営の先行にこれほど不安を覚えたことがない。
- ・厚木市の都市化、高速道路ネットワーク、農業後継者不足の現状を考えると、小規模の農地は農地以外の土地利用を考える時期にきているのではないか。高速道路ネットワークに恵まれている厚木市は、都市間競争に負けないような方針を検討する必要があるのではないか。

2 意見交換会（ヒアリング）

営農継続に向けた支援や農地保全に関して課題を整理し、方向性を検討するため、意見交換会を実施しました。

○実施日：令和4年8月10日

○出席者：16人

（1）営農継続に向けた支援について

- ・近年の生産資材の高騰などについてはこれまでと危機感が違う。先が見通せない。不安を感じる。
- ・これまででは補助対象の農業者も多かったが、近年農業者は減少傾向にある。分母が少なくなった分、補助金の補助率を引き上げるべき。大胆な見直しが必要である。

など

（2）農地保全について

- ・厚木市はインター整備などで都市的土地需要が高い。転用件数も近年増加している。
- ・農地流動化奨励金の金額を見直すなど、貸し借りしやすい環境をさらに整備する。

など

第4節 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27(2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12(2030) 年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

この SDGs の達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGs の理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。

農業生産活動は、自然界の物資循環をいかしながら行われ、本市においても環境と調和した持続可能な都市農業の展開は重要なテーマです。



第5節 都市農業振興の課題

農業における現状とアンケート調査等の結果を踏まえ、今後の課題を整理します。

なお、本市の農業形態は、地区ごとに特徴があることから、地区ごとに**策定したアクションプラン**に基づき具体化していきます。

1 農業就業者数や認定農業者の減少

農業従事者の高齢化が進む一方、農業後継者の確保が困難な状況となっています。魅力ある厚木市農業を振興し、農業従事者を確保していくことが求められます。

また、自らが経営改善に取り組むやる気と能力のある認定農業者の確保・育成が必要となっております。

2 農業所得の向上

魅力ある農業を確立するため、農業従事者の労働力低減と所得の増加を確保し、持続可能な農業経営が求められます。

また、これまでの6次産業化の取組を発展させ、農業と、食品製造業、観光業などとの積極的な連携により、付加価値の高い地場農産物やその加工品を創出し、農業者の所得向上を図る必要があります。

3 農地の集積や基盤整備

農地の有効活用として基盤となるのは農地であり、その保全を図っていくためには、農業経営者の高齢化が進む中、地域の中核的農業者に農地の流動化や集積を促進する必要があります。

また、市街化区域内農地についても、都市農地の有する多面的機能を維持・発揮していくため、その保全・活用が求められます。

4 都市的土地利用の増加による農地の減少

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）」に基づき、市内高速道路インターチェンジ周辺において、農地が物流施設に転用されている状況が進んでいることから、農地保全に向けた施策について検討していく必要があります。

5 燃油や飼料等、生産資材の価格高騰

世界的な穀物需要の増加や為替などの影響によるエネルギー価格の上昇に加え、ウクライナ情勢などの影響により、物資の国際価格が大幅に上昇し、農業資材価格が高騰しています。

特に畜産農家にとっては穀物価格の上昇等により配合飼料価格が上昇していることから、生産コストが経営を圧迫しています。

また、施設園芸は、経営費に占める光熱動力費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を大きく受けています。

こうしたことから、引き続き関係機関と連携して対策を検討していく必要があります。

6 異常気象等による生産基盤への影響

近年異常気象が原因による大規模災害が発生する中で、自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、異常気象にも対応した農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入など、災害に備える農業経営に向けた取組を推進する必要があります。

7 都市的環境への対応など

都市農業を取り巻く環境は、農作業による粉塵や米の調整作業における作業音などに対し苦情が発生するなど、年々厳しい状況下にあります。

こうしたことから、都市農業に対する理解の促進や周辺環境に配慮した環境整備を図る必要があります。



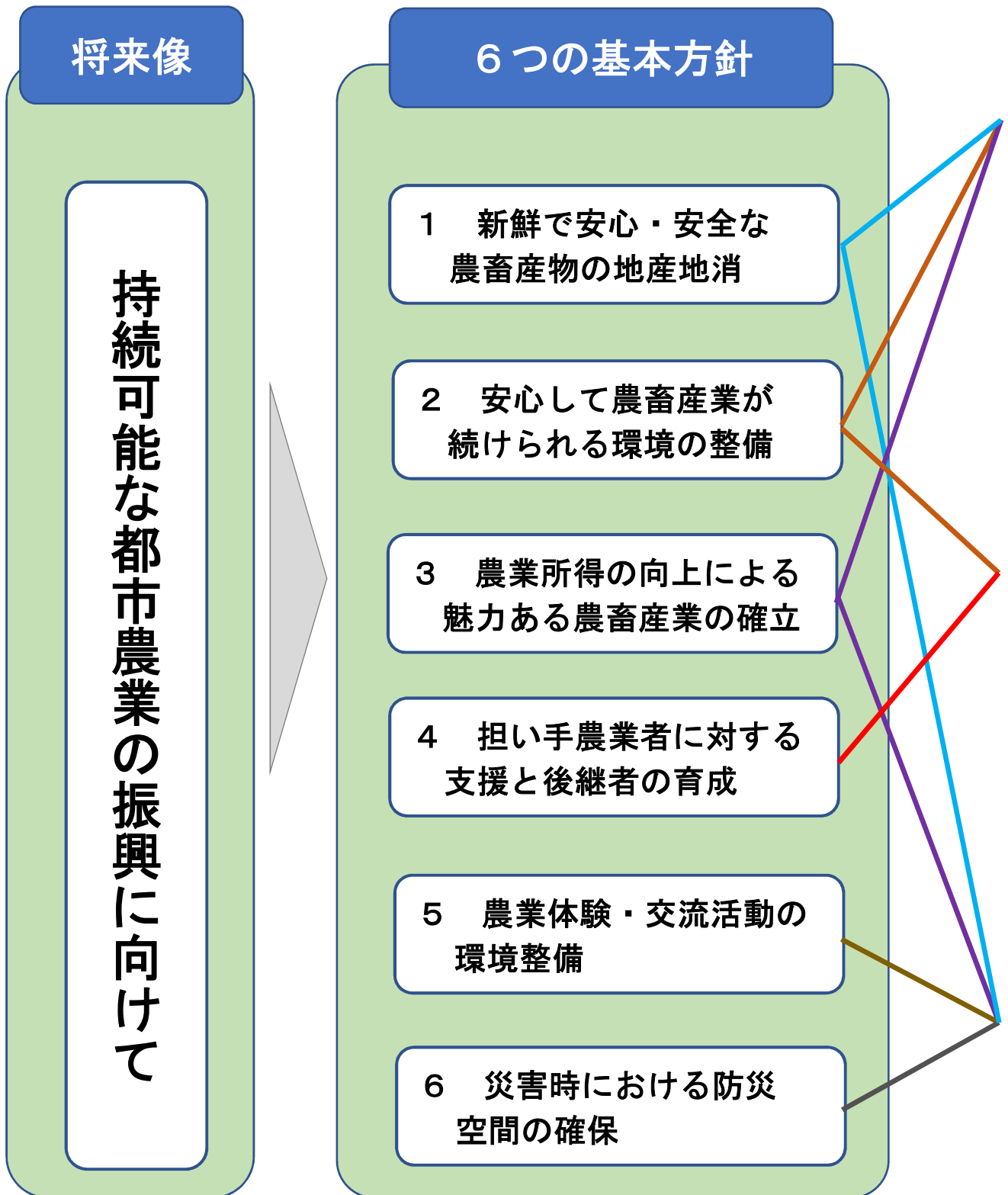
市内で整備された低コスト耐候性ハウス

第2章 基本方針及び施策の体系



将来像と基本方針

本市の「持続可能な都市農業の振興に向けて」、6つの基本方針を掲げ、これに基づき**生産**＜魅力あふれる厚木の農業＞、**継承**＜厚木の未来につなげる農業＞、**共存**＜豊かな厚木をつくる農業＞を柱として各種施策の推進を図ります。



生産

魅力あふれる厚木の農業

- ①中核的経営体への支援
- ★②環境負荷軽減の推進
- ③農業所得の向上対策
- ④農業経営の安定対策
- ★⑤農地の保全
- ⑥厚木ブランドの推進
- ⑦畜産経営の安定対策
- ⑧6次産業化の推進
- ⑨鳥獣被害及び病害虫雑草防除対策の推進

継承

厚木の未来につなげる農業

- ①後継者の育成・支援
- ②新規就農者への支援
- ③女性農業者への支援
- ④農業技術等の向上対策
- ★⑤農福連携の推進
- ★⑥都市農業への理解の醸成
- ⑦ICTを活用したスマート農業の推進
- ⑧多面的機能の維持・発揮

共存

豊かな厚木をつくる農業

- ①地産地消の推進
- ②食農教育の推進
- ★③カーボンニュートラルの推進
- ④農業を体験する機会の提供と体験型農園の推進
- ★⑤観光との連携や観光農園の推進
- ⑥多様な取組による農畜産物の提供
- ⑦防災機能の発揮

地区ごと策定したアクションプランに基づき施策を推進

★重点施策

第 3 章 施策内容



第1節 生産 ～魅力あふれる厚木の農業～

1 中核的経営体への支援

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度の周知徹底を図り、意欲ある企業的経営感覚に優れた農業者の確保・育成対策を推進するとともに、企業やNPO法人等の参入を含む新規参入の促進・定着を図ります。

また、中核的経営体の体質強化のため、若手生産者への新規就農段階からの体系的な支援、認定農業者等への農地集積等を促進して、核となる地域リーダーや農業法人の育成、さらには営農集団の活動を支援します。

★2 環境負荷軽減の推進（改）

環境に負荷を与えないため、化学肥料や農薬の使用量削減と有機農業を含む環境保全型農業の普及に取り組みます。

また、緑肥の導入や耕種農家が畜産農家の優良な堆肥を活用した土づくりなど、肥料コストの軽減を図ります。

3 農業所得の向上対策（改）

地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり550万円程度）、年間労働時間（同1,800時間程度）の水準の実現に向けて支援します。

このため、品質の高い農産物を安定的かつ効率的に生産できるような取組を通じて、所得向上を推進します。

4 農業経営の安定対策（新）

安定した農業経営を行うためには、生産資材（燃料、飼料等）は必要不可欠なものですが、そのほとんどを海外に依存していることから、国際市況の影響を強く受けざるを得ません。

このため、関係機関と連携の上、必要な生産資材の安定供給や価格の高騰対策を図ります。

★5 農地の保全（新）

担い手への農地集積を図り、農地の円滑な貸し借りと経営規模の拡大を推進するため、厚木市都市農業支援センターを中心に、厚木市農地流動化奨励金交付制度による利用権設定のあっせん等を進め、貸付希望・借受希望双方の掘り起こしを行い農地の流動化を進め、遊休農地の発生防止及び解消を図ります。

また、近年、都市的土地利用により一部農地の減少が見られますが、土地利用の基準を見直し、優良農地の確保を図ります。

なお、市街化区域内の農地も関係機関と連携し保全に努めます。

さらに、農業用排水路等の農業生産基盤の整備により、良好な耕作条件を備えた農地の整備を推進します。

6 厚木ブランドの推進

地区特性をいかしつつ、厚木の農畜産物の知名度アップを図るため、新たな農畜産物のブランド化を進めるとともに飲食店等、販路開拓を促進します。

また、かながわブランド振興協議会、かながわ畜産ブランド推進協議会、**かながわの名産 100 選選定委員会**と連携してブランド力の強化・向上を図ります。

7 畜産経営の安定対策（新）

市内産畜産物の安全かつ安定的な供給に向け、畜舎の環境対策や家畜伝染病対策に取り組むとともに、畜産経営の体質強化に向け、**関係機関と連携した生産から流通・消費に至る一連の事業への支援を通じて市内における畜産経営の安定を図ります。**

8 6次産業化の推進

特産品の加工による付加価値化や農畜産物の生産ロスの解消、観光用土産物の開発等、6次産業化を推進するとともに、農業以外の業種からの参入による経営の活性化を図ります。

このため、加工品の製造には設備の導入や資格の取得など課題が多いことから、アイデアを実現しやすくするためのインキュベーション施設*として加工場を整備し、生産から加工、販売に至る一貫した経営指導を行うとともに、その自立を支援します。

*インキュベーション施設：起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。

9 鳥獣被害及び病害虫雑草防除対策の推進（改）

有害鳥獣に対する鳥獣被害の軽減を目指し、野生鳥獣の管理捕獲、**地域との連携による環境整備（放任果樹の伐採、緩衝帯の整備等）**、農業者が設置する獣害防護柵への支援など、鳥獣被害への対策を総合的に継続して講じるとともに、**近隣自治体との「広域連携」による課題への取組を進めます。**

また、市内水田において病害虫防除対策を実施するとともに、**稲を食害するスクミリンゴガイ（通称：ジャンボタニシ）による被害や、多年草で特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウの繁殖域が広がりを見せていることから、関係機関と連携し、情報共有、防除の徹底等、被害拡大防止に向けた対策を推進します。**

■目標指標

項目	策定時 (2016年度)	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
認定農業者数	69 経営体	65 経営体	100 経営体
ブランド品目の充実	3 品目	10 品目	12 品目
利用権設定面積	89.4ha	147.1ha	150.0ha
遊休農地面積	36ha	9 ha	6 ha
有害鳥獣による被害面積	6.46ha	1.52ha	0.65ha
各地区の実情に合せたアクションプランの策定	0 地区	7 地区	7 地区

○農地の保全



整備した農業用排水路

○畜産経営の安定対策



豚の成育を確認する生産者

第2節 継承 ～厚木の未来につなげる農業～

1 後継者の育成・支援 (改)

農業従事者の高齢化が深刻化していることから、農地や機械・設備等の有形資産とともに、技術・ノウハウ・人脈等の無形資産を経営継承する後継者が引き継いでいくための取組を支援します。

また、後継者の確保・育成を図るため、関係機関等により営農指導を行います。

2 新規就農者への支援 (改)

農業委員会やJAあつぎとの連携で、厚木市都市農業支援センターを相談窓口として、新規就農希望者へ研修先や農地の紹介、就農後の経営全般へのサポート等、新規就農者の確保・育成を図ります。

また、農業経営基盤強化促進法に基づき、新規就農の青年等に対し、就農準備等に必要な資金を支援するとともに、就農環境対策として、農家住宅の活用を図ります。

さらに、厚木市都市農業支援センターが中心となり、かながわ農業アカデミー等関係機関と連携し、本市における各種就農支援策の情報提供を図ります。

3 女性農業者への支援 (改)

女性農業者の地域農業への役割は大きく、特に女性農業者の経営関与と収益増加は比例することから、女性の力をいかした農業経営を促進していく必要があります。

また、JAあつぎ等の関係機関と連携し、新たな女性農業者の確保・育成を図るとともに、女性活躍のための支援を進めます。

4 農業技術等の向上対策 (新)

関係機関と連携し、農業者が農業経営の改善に取り組む機会を設け、営農に関する技術や知識の習得を支援します。

★5 農福連携の推進 (改)

働く意欲のある高齢者や障がいのある方などの農業分野への進出である農福連携への取組は、重要性を増していることから、農業者と福祉部門との連携による農作業支援や特例子会社の農業参入、農業者による雇用を促進します。

また、子ども食堂や買い物が困難な高齢者などに対して、市内産農産物を提供する活動を支援します。

★6 都市農業への理解の醸成（改）

地場農畜産物や農地の必要性を市民に伝えることは、農業を継続する上で重要な取組です。

近年は、農地の周辺から農作業に伴う粉塵等に関する苦情も寄せられていることから、都市農業を取り巻く環境に対する市民への理解を促進する必要があります。

こうしたことから、農業や農地が有する多面的機能等の大切さを市民に周知するとともに、市農業まつりの開催、大型直売施設である「夢未市」等のPR、市民農園等市民が参加できる活動を通じ、都市農業への理解の醸成を図ります。

また、米の調整作業などにおいては、周辺地域から籾の乾燥や籾摺り機の稼働による粉塵、作業音の発生により苦情が生じる場合もあることから、一貫作業を行う共同施設の整備に対して支援します。

7 ICTを活用したスマート農業の推進

栽培技術の向上と女性や高齢者等でも農作業が継続できるよう、ロボット技術やICT※の活用による超省力化や高品質生産に向けた新たな農業である「スマート農業」の普及推進を図ります。

※ICT：農業分野のICTは、スマートフォンなどを活用してビニールハウスの温度やCO₂濃度等を管理することにより、農作業の省力化と収量や品質の向上等が見込まれる技術。

8 多面的機能の維持・発揮（改）

農業や農地は、農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、自然環境の保全や良好な景観形成などの多面的機能を有しております。

このため、関係機関と連携し、地域の共同活動に対する支援など、農業や農地の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

■目標指標

項目	策定時 (2016年度)	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
新規就農者数	6人(延べ)	25人(延べ)	26人(延べ)
農福連携の実施件数(施設数)	0件	0件	3件
多面的機能支払交付金の活用	0箇所	2箇所	3箇所

※新規就農者数：次世代を担う農業者となる者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付した人数。

○農福連携の推進



農業者と福祉施設との連携により実施する農作業

○ICTを活用したスマート農業の推進



複合環境制御装置（低コスト耐候性ハウスに設置）

第3節 共存 ～豊かな厚木をつくる農業～

1 地産地消の推進（改）

地産地消の拡大のためには、消費者ニーズに応じた新鮮な農畜産物の供給と愛着を高める必要があることから、農業者と市民との交流促進や積極的な情報発信、厚木ブランドの確立、市民の市内産農畜産物に対する購入意欲向上のための取組など、地産地消の環境づくりを推進します。

また、直売所や学校給食などでの利用拡大を推進します。

2 食農教育の推進（改）

市民が農業に親しむ機会を積極的に創出するとともに、関係機関と連携の上、未就学児童や小・中学生への食農教育だけではなく、大人（子育て世代、シニア世代など）への食と農に対する理解を深める取組を推進します。

★3 カーボンニュートラルの推進（新）

国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、省エネ型施設園芸設備の導入やバイオマスの活用など、温室効果ガス削減に向けた取組を推進します。

4 農業を体験する機会の提供と体験型農園の推進（改）

市内で生産される農産物への興味を深めていただくため、農業を体験する機会を積極的に提供するとともに、農地の保全と後継者育成や技術の継承、安定収入確保のため、農業者が作付け計画から技術指導で一連の工程を管理運営する体験型農園の開設を支援します。

★5 観光との連携や観光農園の推進（新）

市内にある観光農園のPRと「広域連携」による様々な観光資源を結びつけたメニューを提供するとともに、いちごや梨、ブドウなどの収穫体験ができる観光農園の運営や施設整備を支援します。

6 多様な取組による農畜産物の提供（改）

生産者と飲食店やスーパーマーケット等とのマッチングによる販路の確保を図るため、安定的な価格で継続取引ができるマーケットインの発想をいかし、需要者と生産者双方の要望をとりまとめて新たな契約につなげる取組を支援します。

また、高齢者等の買い物支援を目的とした移動販売車の運行や地域の直売所の運営を支援します。

7 防災機能の発揮（改）

都市部の農地は、災害発生時において避難場所や復旧用資材置場など、多様な役割を果たすため、防災協力農地としての指定を促進し、継続して保全していきます。

■目標指標

項目	策定時 (2016 年度)	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
学校給食への地場農産物の提供回数	小学校給食月 2 回程度 中学校給食月 2 回程度	小学校給食月 2.1 回程度 中学校給食月 2.1 回程度	小学校給食月 4 回程度 中学校給食月 4 回程度
農業体験型市民農園数	1 箇所	3 箇所	5 箇所
防災協力農地指定件数	0 件	49 件	222 件
マーケットイン契約件数	0 件	0 件	5 件

○地産地消の推進



市民朝市



市内畜産団体から保育所に贈呈された豚肉を利用した給食

○食農教育の推進



小学生による田植体験

○観光との連携や観光農園の推進



農産物の収穫体験や購入ができる観光農園

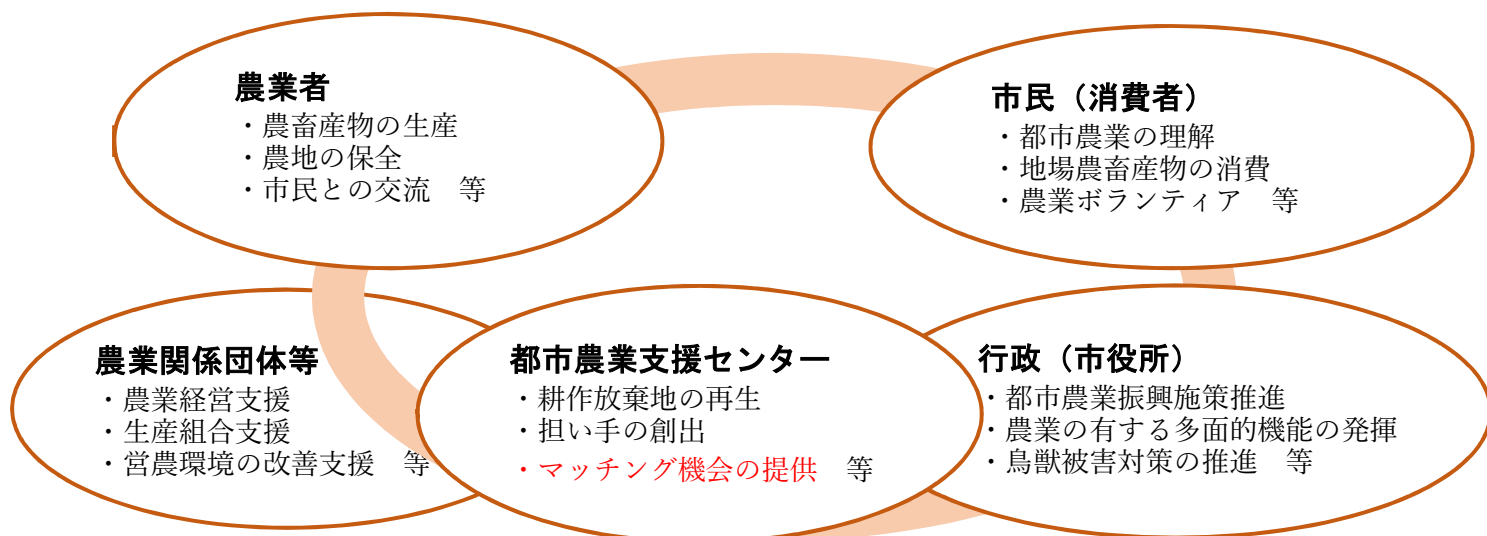
第4章 計画の推進



本計画の実現には、市のみならず、農業に関わる各団体の役割が重要であることから、計画推進体制の確立、農業支援体制の強化を推進し、その実現を図ります。具体的な取組については、農業者やJAあつぎなどの関係機関と調整し、地区ごと策定したアクションプランに基づき実施します。

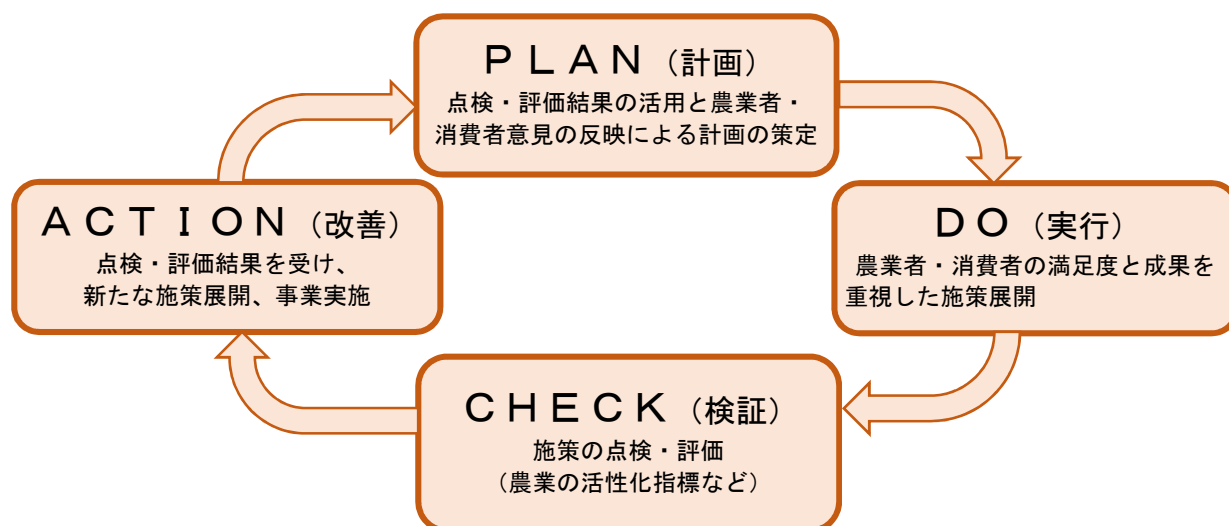
第1節 計画推進体制の確立

本計画推進のため、農業者やJAあつぎ、関係団体、市民、市、都市農業支援センターなどの各主体が役割分担、協働して各事業を推進します。



第2節 計画の進行管理

農業振興を推進する関係機関は、計画の進捗状況について情報交換を行い、課題の共有と効果の検証を行います。また、都市農業振興計画の確実な推進のため、進行管理と併せPDCAサイクルによるマネジメントを実施します。



資料編



1 策定経過

年月日	内容
令和4年 7月12日 ～7月20日	厚木市都市農業振興計画中間見直しに関するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 314人 ・有効回収数 178人 ・有効回収率 57%
7月28日	第1回厚木市都市農業振興計画中間見直し検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市都市農業振興計画中間見直しについて ・厚木市都市農業振興計画の施策実績について ・農業者アンケート結果について（途中経過）
8月10日	厚木市都市農業振興計画中間見直しに関する意見交換会（ヒアリング） <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 16人 ・会場 JA あつぎ本所
9月12日	第2回厚木市都市農業振興計画中間見直し検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・農業者アンケートの最終結果及びヒアリング結果について ・厚木市都市農業振興計画中間見直し（案）について
3月28日	第3回厚木市都市農業振興計画策定検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市都市農業振興計画中間見直し（案）について ・令和5年度農業振興関連予算について

2 厚木市都市農業振興計画中間見直し検討委員名簿

敬称略・50音順・令和4年7月28日委嘱

役職	氏名	団体・所属名	職名
委員長	つちはし ゆたか 土橋 豊	東京農業大学農学部 デザイン農学科	教授
委員	うえはら よしこ 上原 娘香	神奈川県県央地域県政総合センター 農政部地域農政推進課	副技幹
委員	うちうみ のりゆき 内海 則行	厚木市農業協同組合 生産組合長会	会長
委員	かつら すみえ 桂 壽美江	厚木市農業協同組合 女性部協議会	会長
委員	かんざき こういち 神崎 浩一	厚木市経営士会	会長
委員	かんざき よしお 神崎 吉男	公募	
委員	すずき たかし 鈴木 貴	厚木市農業協同組合 青壮年部	副部長
委員	すどう あきら 須藤 晃	公募	
委員	せきはら としのり 関原 寿徳	厚木市畜産会	副会長
委員	たぐち あきら 田口 昭	厚木市園芸協会	副会長
委員	たむら りつこ 田村 律子	神奈川県農業技術センター 普及指導部野菜課	課長
委員	はぎわら さとし 萩原 佐敏	厚木市農業協同組合	常務理事
委員	ほりいけ はるお 堀池 春夫 やまかわ ひろし 山川 宏司※	厚木市農業委員会	会長
委員	まつの まさる 松野 勝	土地改良区	中津川左岸土地 改良区理事長
委員	みやざわ れいな 宮沢 伶奈	公募	

※令和5年3月28日委嘱

厚木市都市農業振興計画中間見直し

令和5年3月

発行：厚木市

編集：環境農政部 農業政策課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17（市役所第二庁舎 8階）

☎（046）225-2800（直通）

